

京都市立音楽高等学校移転整備事業

要求水準書

平成 19 年 10 月 19 日

京都市

目 次

第 1	総則	8
1	要求水準書の位置付け	8
2	事業の目的	8
(1)	本事業の背景	8
(2)	基本的な考え方	8
(3)	施設の概要	9
3	施設整備及び維持管理の基本要件	10
(1)	施設整備	10
(2)	維持管理	10
4	事業者の業務内容	10
(1)	調査業務	10
(2)	設計業務	11
(3)	建設業務	11
(4)	工事監理業務	11
(5)	維持管理業務	11
(6)	大規模修繕業務の取扱い	12
(7)	施設の運営等について	12
(8)	移転に伴う引越し業務等	12
第 2	事業用地の基本要件	13
1	事業用地の位置	13
2	現況及び事業用地の要件	13
(1)	所在地	13
(2)	事業用地の面積	13
(3)	用途地域	13
(4)	防火地域	13
(5)	高度地区	13
(6)	景観地区	13
(7)	都市施設等	13
(8)	埋蔵文化財包蔵地	13
(9)	指定建ぺい率	14
(10)	指定容積率	14
(11)	日影規制	14
(12)	周辺道路の幅員	14
(13)	事業用地のインフラ整備状況について	14
3	眺望景観及び景観形成の基本要件	14
(1)	景観形成の要件	14
(2)	景観地区の形態意匠の制限	15
4	事業用地に関するその他の事項	15
(1)	元城巽中学校校舎等の解体工事について	15

(2) 仮設建物の設置について	15
(3) 事業用地の地質調査資料について	16
(4) 埋蔵文化財発掘調査について	16
(5) 敷地地下を通過する市営地下鉄について	16
(6) 周辺工事等について	17
(7) 元城巽中学校の記念碑等について	17
5 適用法令及び基準	17
(1) 法令等	17
(2) 条例, 事前協議制度その他許認可に関係ある制度	18
(3) その他法令及び関係指針等	19
第3 施設整備の基本要件	20
1 施設の名称及び内容等	20
2 施設の基本計画	21
(1) 建物配置計画での配慮	21
(2) 建物計画等の考え方	21
3 施設への動線	22
(1) 音楽高校	22
(2) 少年合唱団及び子どもの音楽教室	22
(3) 芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリー	22
(4) 地元施設及び地域開放施設	22
(5) その他施設	22
4 各施設間の動線	23
(1) 動線の要件	23
5 各施設の運営及び使用時間等	23
(1) 運営主体及び使用時間等	23
(2) 使用時間等の留意点	24
6 運営主体等の概要等	25
(1) 音楽高校の概要	25
(2) 少年合唱団の概要	25
(3) 子どもの音楽教室の概要	25
(4) 芸術大学の概要	25
(5) 銅駝美工の概要	25
7 施設計画に関する基本要件	25
(1) 環境への配慮	25
(2) 建築設備への配慮	26
(3) ユニバーサルデザインへの配慮	26
(4) 敷地周辺の環境保全への配慮	26
(5) 室内環境への配慮	26
(6) 長寿命化への配慮	27
(7) 防災への配慮	27

(8) サイン計画への配慮	28
8 設備計画に関する基本要件	28
(1) 基本方針	28
(2) 空調換気設備	29
(3) 給排水衛生設備	29
(4) 電気設備	30
(5) 燃料系発電設備	31
(6) 自然エネルギー系発電設備	31
(7) 雷保護(避雷針等)設備	31
(8) 構内情報通信網配管設備	31
(9) 構内情報通信網設備(音楽高校)	32
(10) 構内交換設備	32
(11) 電気時計設備	32
(12) 映像及び音響設備	33
(13) 拡声設備	33
(14) 誘導支援設備	33
(15) テレビ共同受信設備	33
(16) セキュリティ設備	33
(17) 中央監視設備	34
(18) 構内配電線路及び通信線路設備	34
(19) 防災設備	35
(20) 昇降機設備	35
第4 各施設及び諸室の要求水準等	37
1 新校舎等	37
(1) 新校舎等の各施設	37
(2) 教室等の規模の基準	37
2 音楽高校教室等	37
(1) 教室等に求められる機能	37
(2) 諸室配置等に求められる機能	37
(3) 音楽高校の各諸室の一覧	38
(4) 各諸室の要求水準	41
(5) 各諸室の家具等	41
3 少年合唱団及び子どもの音楽教室の諸室	41
(1) 少年合唱団の諸室	41
(2) 子どもの音楽教室の諸室	41
(3) 音楽高校の施設の活用	42
(4) 少年合唱団及び子どもの音楽教室の昇降口	42
4 音楽ホール	42
(1) 求められる機能	42
(2) 配置計画の要件	43

(3) 音楽ホールの計画	43
(4) 音響計画	43
(5) 音響性能	44
(6) 音響上の目標数値等の一覧	44
(7) 音響性能の確認	45
(8) 音楽ホールの諸室	45
(7) エントランス, ロビー及びホワイエ	46
(8) 観客用トイレ	47
(9) 客席の要件	47
(10) 舞台機構の要件	47
(11) 舞台照明	48
(12) 吊物機構	49
(13) 音響機器	49
(14) 調光室及び音響調整室	49
(15) 付属諸室	50
(16) その他	50
5 芸術大学サテライト施設(ギャラリー機能)	50
(1) サテライト施設の機能	50
(2) 諸室と内容	51
(3) 展示室の要件	52
(4) 荷捌き室	52
(5) エントランスホール	52
(6) 事務室及び販売用カウンター	52
(7) 会議室	53
(8) 倉庫 1, 2	53
(9) 設備の要件	53
6 開放型ギャラリー	54
(1) ギャラリーの機能	55
(2) ギャラリーの要件	55
(3) 展示作品等の例	55
(4) ギャラリーの諸室	55
(5) 展示照明	56
(6) 空調設備	56
(7) 給排水及び衛生設備	56
(8) 電気設備等	56
(9) 防災設備	56
7 地元施設	57
(1) 地元施設の機能	57
(2) 地元施設に関する提案等について	57
(3) 諸室と内容	57

(4) 自治会会議室及び設備等	58
(5) 消防分団詰所及び設備等	59
8 屋外運動場及び付帯施設等	61
(1) 屋外運動場	61
(2) 屋外付帯設備	62
(3) 屋外付帯施設	63
(4) 塀等の外構及び植栽	63
第5 設計業務に関する要求水準	64
1 業務の対象	64
2 設計業務の基本事項	64
(1) 設計業務の適用基準	64
(2) 構造計画	65
(3) く体の耐久性能	66
(4) 建物基礎	66
(5) 書類の提出	66
(6) 設計の変更	67
第6 建設及び工事監理業務に関する要求水準	68
1 業務の対象	68
2 工事監理業務	68
(1) 工事監理計画書の提出	68
(2) 工事監理	68
3 建設工事業務	68
(1) 基本的な考え方	68
(2) 着工前業務	68
(3) 施工計画書等の提出	69
(4) 建設期間中の業務	69
(5) 電気、ガス及び水道等の基本料金	70
(6) しゅん工時の業務	70
4 保険の加入	71
(1) 建設工事保険	71
(2) 第三者賠償責任保険	71
(3) その他の保険	71
5 適用基準	72
(1) 適用基準	72
第7 施設の維持管理業務に関する要求水準	73
1 総則	73
(1) 業務の目的	73
(2) 業務の区分	73
(3) 業務の対象範囲	73
(4) 業務実施の基本	73

(5) 用語の定義	74
2 業務実施の留意点	75
(1) 業務計画書の作成等	75
(2) 業務実施体制の報告	75
(3) 非常時及び緊急時の体制	76
(4) 業務に係る光熱水費	76
(5) 第三者への業務委託	76
3 建築物保守管理業務	76
(1) 業務の目的	76
(2) 業務の対象施設	76
(3) 業務の内容	76
(4) 要求水準	77
4 建築設備保守管理業務	78
(1) 業務の目的	78
(2) 業務の対象施設	79
(3) 業務の内容	79
(4) 要求水準	79
5 外構施設保守管理業務	81
(1) 業務の目的	81
(2) 要求水準	81
6 清掃業務	82
(1) 業務の目的	82
(2) 業務の内容	82
(3) 要求水準	82
7 保安警備業務	84
(1) 業務の目的	84
(2) 業務の対象施設	84
(3) 業務の内容	84
(4) 要求水準	84
8 環境衛生管理業務	85
(1) 業務の目的	85
(2) 業務の対象施設	85
(3) 業務の内容	85
(4) 要求水準	85
9 植栽管理業務	85
(1) 業務の目的	85
(2) 業務の対象施設	86
(3) 業務の内容	86
(4) 要求水準	86
10 舞台機構，舞台設備等保守管理業務	86

(1) 業務の目的	86
(2) 業務の対象施設	86
(3) 業務の内容	86
(4) 要求水準	87
11 一時保管庫等の温度及び湿度管理	87
(1) 業務の目的	87
(2) 業務の対象範囲	87
(3) 業務の内容	87
(4) 要求水準	87
12 光熱水費の計量，使用料の徴収業務	88
(1) 光熱水費の計量	88
(2) 使用料の徴収	88
13 その他の業務	88
(1) 備品等の管理及び台帳の整備	88
14 期間による維持管理水準	88
(1) 期間の別	88
(2) 維持管理業務水準	88
(3) 施設使用日以降の維持管理業務	89
15 事業者の管理室について	89
(1) 管理室の取扱い	89
(2) 規模等について	89
(3) 管理室の光熱水費について	89
第8 要求水準書別紙資料	90
1 資料一覧	90

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、京都市(以下「市」といいます。)が京都市立音楽高等学校移転整備事業(以下「本事業」といいます。)を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものとして取り扱います。

本要求水準書は、本事業における設計、建設、工事監理及び維持管理業務等について、市が事業者に要求する水準を示し、本事業の入札に参加する事業者の提案に関して具体的な指針を示すものです。

2 事業の目的

(1) 本事業の背景

ア 京都市立音楽高等学校(以下「音楽高校」といいます。)は、昭和23年に全国で初の公立高等学校の音楽科「京都市立堀川高等学校音楽課程」として設置され、その後、組織改編や学校移転を経て、昭和55年、「京都市立堀川高等学校音楽科分校」として西京区大枝沓掛町の現在地に移転し、平成9年4月には、全国の公立高等学校で唯一の単独音楽科高校「京都市立音楽高等学校」として独立、開校しました。

イ 音楽高校は、「将来広く音楽専門家として活躍し、文化の発展に役立つ人材の育成」を教育目標に掲げ、国際的にも著名な音楽家や音楽指導者などを数多く輩出していますが、平成元年、音楽高校の敷地の一部が、京都縦貫道として計画されている京都第二外環状道路の側道として都市計画決定され、運動場のほとんどが道路予定地となるため、運動場機能を確保することが困難になることや都市計画道路の工事中及び完成後の通行車両の騒音等による音楽教育活動への影響が懸念されました。

ウ そのため、音楽高校に必要とされる教育環境や機能について議論され、平成14年1月、市内中心部で交通の便の良い場所への移転を必要とする音楽高校の「将来構想案」が提出され、また、音楽高校発祥の地域からは、地域にある元京都市立城巽中学校跡地に音楽高校を移転するよう要望書が提出されました。

エ こうした状況を踏まえ、市は、中京区油小路通押小路下る押油小路町の元京都市立城巽中学校跡地(以下「事業用地」といいます。)に、音楽高校の教室や音楽ホール等の新校舎とともに音楽教育関係団体の活動拠点、京都市立芸術大学サテライト施設(ギャラリー機能)や開放型ギャラリー等の音楽、美術施設や地元施設を整備し、音楽高校を移転する「京都市立音楽高等学校移転整備事業」を実施します。

(2) 基本的な考え方

市は、都心部の貴重な公共用地でもある事業用地の交通至便な立地条件を生かし、「京都文化芸術都市創生条例(平成18年4月制定)」、「新景観政策 時を

- 「超え光り輝く京都の景観づくり」等を踏まえ、次の基本的な考え方により、文化首都・京都にふさわしい音楽及び美術活動の中核施設を目指すものとします。
- ア 地域とあゆむ開かれた学校づくりの歴史を承継し、音楽高校の発展、創造性に寄与し、次代の教育に対応する機能性の高い施設
 - イ 子どもたち、また市民にとっても魅力ある空間と音楽的にも優れた環境と音響を実現する施設
 - ウ 「新景観政策 時を超え光り輝く京都の景観づくり」の先導的な役割を担い、都市景観の保全及び形成の向上に寄与する優れたデザイン性を有する施設
 - エ 優れた文化芸術やかけがえのない文化財を育み引継ぎながら、日本文化の中心として築き上げてきた京都の文化芸術を新しく創造する施設

(3) 施設の概要

本事業において整備する施設の概要は、基本的な考え方にに基づき、次のとおりとします。

- ア 音楽高校の新校舎
音楽高校の普通教室，特別教室，レッスン室，屋内体操場（以下「体育館」といいます。）及び管理諸室等
- イ 音楽ホール
クラシック音楽に対する音響性能及び設備を重視した機能性の高い，客席と舞台からなるホール
- ウ 京都市少年合唱団及び京都子どもの音楽教室の事務室等
音楽教育関係団体である京都市少年合唱団（以下「少年合唱団」といいます。）及び京都子どもの音楽教室（以下「子どもの音楽教室」といいます。）の事務室等
- エ 京都市立芸術大学サテライト施設（ギャラリー機能）
美術品の展示ギャラリーとして，また市民向け講座の開催，情報発信などの多目的機能を有する京都市立芸術大学（以下「芸術大学」といいます。）のサテライト施設
- オ 開放型ギャラリー
京都市立銅駝美術工芸高等学校（以下「銅駝美工」といいます。）をはじめ市内の美術系の学科を有する大学等の芸術作品の展示や地域の伝統産業等の情報発信や御池通の賑わい創出の拠点ともなるギャラリー
- カ 地元施設
地域の自治組織である城巽自治連合会会議室，城巽消防分団詰所及び器具庫等
- キ 共用部
必要とされる諸室以外で建物に必要とされる廊下，階段，機械室等（事業者の管理室等を含みます。）駐輪場，駐車場等
- ク 屋外運動場等
屋外運動場及び付帯設備等

ケ その他

屋外運動場の倉庫，便所等の屋外付帯施設，敷地内の門，柵及び塀等の外構施設及び植栽等

3 施設整備及び維持管理の基本要件

(1) 施設整備

ア 各施設の整備目的に合致し，機能性が高く，教育内容や社会状況の変化等に柔軟に対応できるものとしします。

イ 新景観政策を踏まえ，美観地区の形態意匠の共通基準及び歴史遺産型美観地区の形態意匠の基準に基づき，周辺の町並みや地域景観の向上に寄与する優れた景観を形成する施設としします。

ウ 建築物としての耐震安全性を確保し，防災，防火及び防犯機能を備えた施設としします。

エ 施設のすべての利用者が利便性を享受でき，だれでもが安心して利用できるユニバーサルデザインを導入した施設としします。

オ 音楽高校，音楽ホール，ギャラリー等の複合施設として適切にゾーニングを行い，利用者の動線が交錯することがなく，利用しやすい施設配置計画としします。

カ 学校からの楽器等の騒音が，事業用地周辺居住者の生活環境に影響を与えないものとしします。

キ 「京都市計画段階環境影響評価要綱」に基づく環境配慮方針による温暖化対策を含め，エネルギー効率の向上や自然エネルギーの有効利用等により環境負荷を抑制し，環境教育にも役立つ施設としします。

(2) 維持管理

ア 施設及び設備等の初期の機能及び性能等が，常に発揮できるよう最適な状態を確保するものとしします。

イ 施設の利用者が，安全かつ快適に利用できる施設の品質及び水準等を維持するものとしします。

ウ 施設の防災性能を維持し，防火及び防犯の確実な体制を維持するものとしします。

エ 維持管理の容易さと効率的なエネルギー使用や省資源化及び保守による省エネルギー化を促進するものとしします。

4 事業者の業務内容

(1) 調査業務

ア 施設整備に関する事前調査業務及びその関連業務(地質調査，騒音，振動調査等を含みます。)

イ 工事による周辺家屋への影響調査及びその対策

ウ 電波障害調査(テレビ，携帯電話等の電波障害)及びその障害復旧対策

(2) 設計業務

ア 施設整備に関する設計(基本設計, 音響関係等の性能検証及び実施設計)及びその関連業務(許認可申請, 手続等を含みます。)

イ 施設関係者への説明会の開催

(ア) 施設の基本設計及び実施設計に当たり, 事業者の提案内容に基づき, 施設関係者(施設を運営することになる関係者)に提案内容の説明及び意見聴取のため説明会を開催すること。

(イ) 市は, 施設関係者への説明会開催に当たって, 日程調整, 会場の確保及び開催の案内等について行うものとし, 事業者は具体的な説明会の運営を行うこと。

(ウ) 事業者は, 説明会での意見を取りまとめ, できるかぎり施設の実施設計等に反映すること。

(エ) 要求水準書や事業提案内容を逸脱しない範囲での意見を反映する場合については, 事業者の費用負担によるものとし, 増額になる場合の手続及び費用負担については, 事業契約書において定めるものとする。

(オ) 説明会の開催に要する経費については, 市及び事業者がそれぞれに要した経費をそれぞれが負担するものとする。

ウ 京都市中高層建物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例等の法令に基づく事業敷地近隣住民等を対象とした説明会等の実施を含むものとします。

(3) 建設業務

ア 施設整備に関する建設工事及びその関連業務(本事業に関する工事及び必要な調査, 対策, 申請, 手続, 検査及び所有権移転業務等)

イ 建設工事着手前の工事に関する説明会, 工事状況についての近隣関係者への報告及び説明

ウ 建物周辺の外構整備(歩道乗入整備を含む。)及び植栽整備業務

エ 屋外運動場及び付帯施設の整備業務

オ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(4) 工事監理業務

本事業に関する建設業務の監理業務とします。ただし, 建設業務を行う者と資本及び人的関係にある者は, 監理業務を行うことはできません。

(5) 維持管理業務

ア 建物保守管理業務(点検, 保守, 修繕, 更新その他一切の保守管理業務を含みます。)

イ 設備保守管理業務(設備運転及び監視, 点検, 保守, 修繕, 更新その他一切の保守管理業務を含みます。)

ウ 外構施設保守管理業務(点検, 保守, 修繕, 更新その他一切の保守管理業務

を含みます。)

エ 清掃業務(建物及び敷地内の清掃。ただし、一般廃棄物の運搬及び処分を除きます。)

オ 保安警備業務(機械警備と有人警備の併用を想定)

カ 環境衛生管理業務

キ 植栽及び緑地管理業務

ク 各施設の光熱水費の計量及び使用料の徴収業務

ケ 舞台機構及び舞台保守管理業務

コ 新校舎等の楽器保管庫、ギャラリーの一時保管庫等の温度及び湿度管理(温度及び湿度を一定に保ち、その履歴記録を保管)

サ その他、施設の維持管理業務を行ううえで必要とされる業務

(6) 大規模修繕業務の取扱い

ア 本事業の期間中、施設及び設備に関する大規模修繕業務については、原則として、市の負担によるものとし、事業者の業務に含まないものとします。

イ 大規模修繕の定義については、旧建設省大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法」に準じ、「建物の一側面、連続する一面全体又は全体に対して行う修繕」をいい、設備に関しては、「機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕」をいいます。

なお、施設及び設備の整備に伴い製造企業等から提出される材料、機器等の保証書で定める期間中の対応については、事業者の業務とします。

(7) 施設の運営等について

ア 音楽高校の学校運営については、音楽高校が行います。

イ 少年合唱団は、京都市教育委員会(指導部生徒指導課)が、子どもの音楽教室は、芸術大学音楽部音楽教育研究会が、運営を行います。

ウ 芸術大学サテライト施設は、芸術大学(若しくは、芸術大学が別に委託する機関)が、開放型ギャラリーは、市(事業者の業務外とします。)が運営を行うものとします。

エ 地元施設については、音楽高校施設として設置するものであり、具体的な施設使用については、地域により運営が行われます。

(8) 移転に伴う引越し業務等

現在、音楽高校等が所有しているピアノ等の楽器や什器及び備品等の新校舎への運搬、搬入業務は、それぞれの運営者又は市が実施するものとし、事業者の業務に含まないものとします。

第2 事業用地の基本要件

1 事業用地の位置

本事業における整備対象施設の事業用地の位置については、「別紙資料1」の事業用地の位置図に示すとおりです。

2 現況及び事業用地の要件

(1) 所在地

中京区油小路通押小路下る押油小路町 238 番地の 1 他（元城巽中学校跡地）

(2) 事業用地の面積

約 8,400 m²

(3) 用途地域

商業地域，沿道特別商業地区(御池通から 30m)

(4) 防火地域

事業用地の南側の御池通道路境界より 11m以内防火地域，その他準防火地域

(5) 高度地区

高度地区については，次のとおりです。

ア 御池通から北側 30mまでについては，31m高度地区

イ その他事業用地の大部分については，15m 第4種高度地区

なお，事業用地の高度地区の制限は，歴史遺産型美観地区の規定に基づきます。

(6) 景観地区

平成 19 年 3 月 23 日の新景観政策に関する条例の制定及び改正(平成 19 年 9 月 1 日から施行)により，次のとおり指定されています。

ア 歴史遺産型美観地区

イ 美観地区の規模，形態意匠の制限

ウ 本事業において，建築物の高さの最高限度(屋根を含む高さ)については，15m以下とします。

なお，原則として塔屋等も設けないものとします。

(7) 都市施設等

都心部駐車場整備地区(京都市駐車場条例により駐車施設の付置規定があります。平成 19 年 8 月に内容を更新)

(8) 埋蔵文化財包蔵地

平安京跡

(9) 指定建ぺい率

80%

(10) 指定容積率

700%

(11) 日影規制

北側道路対岸 堀川通より 30m 以東(近隣商業地域, 指定容積率 300%)

5m 5 時間, 10m 3 時間, 測定面 4m

(12) 周辺道路の幅員

ア 御池通(敷地南側)の幅員 約 50m

イ 堀川通(敷地西側)の幅員 約 50m,

ウ 油小路通(敷地東側)の幅員 約 6.6m

エ 押小路通(敷地北側)の幅員 約 6.2m

(13) 事業用地のインフラ整備状況について

事業用地周辺道路等の上下水道等のインフラ整備状況については, 次により確認するものとします。

ア 上下水道管

京都市上下水道局に確認するものとします。

なお, 下水については, 雨水, 汚水の合流方式となっています。

イ ガス

ガス事業者を確認するものとします。

ウ 電気

電力事業者を確認するものとします。

エ 通信

通信事業者を確認するものとします。

3 眺望景観及び景観形成の基本要件

(1) 景観形成の要件

市は, 時を超え光輝く京都の景観づくり審議会の最終答申を受け, 平成 19 年 3 月 23 日に景観に関連する条例の制定及び改定を行い, 平成 19 年 9 月 1 日から「新景観政策 時を超え光輝く京都の景観づくり」を施行しました。

事業用地は, 歴史遺産型美観地区として, また世界遺産二条城及び御池通の「近景デザイン保全区域」に指定され, 市街地の良好な景観形成を図るため, 周辺の街並みとの調和を図る形態意匠, 歴史遺産等からの眺望景観にも配慮することが, 求められています。

ア 事業用地が歴史遺産型美観地区(一般地区)内であることを踏まえ, 建築物は, 二条城をはじめとする周辺の町並みや景観に配慮するものとします。

イ 建築物は、長大な壁面を避け、きめ細かなディテールに配慮するものとします。

ウ 建物については、「見上げ」の景観、「見下ろし」の眺望景観、特に屋根の風情(屋根の分節など)に対し、十分に配慮するものとします。

エ 敷地が面する北側道路(押小路通)については、事業用地西側周辺の町並に配慮したものとします。

オ 南側道路(御池通)について、都市の主要幹線道路にふさわしい沿道景観の形成にも努めるものとします。

カ 景観地区における基準をおさえたいうえで、建物の機能に配慮し、建物のデザインコンセプトを明確にし、警官に寄与するものとします。

(2) 景観地区の形態意匠の制限

ア 事業用地は、景観地区に指定されていることから、美観地区の「形態意匠の制限に係る共通の基準」及び歴史遺産型美観地区(一般地区)の「形態意匠の制限に係る基準」を遵守するものとします。

イ 形態意匠の制限に係る基準等の具体的内容については、市都市計画局のホームページ又は担当窓口(市計画局都市景観部市街地景観課)において、確認、協議するものとしてください。

ウ 都市計画局ホームページ

(<http://www.city.kyoto.jp/tokei/keikan/shinkeikanseisaku>)

4 事業用地に関するその他の事項

(1) 元城巽中学校校舎等の解体工事について

ア 事業用地にある元城巽中学校の4棟の校舎等(「別紙資料2」に記載する建物)は、平成18年8月から11月末までに、市により解体及び撤去工事を実施しました。

イ 解体及び撤去工事において、既存校舎の基礎(直接基礎)については、原則、撤去していますが、「別紙資料6」に記載する北校舎の西端及び東端の妻側基礎(布基礎)、本館の東側基礎等は、撤去することにより周辺隣接建物に影響を与えるおそれがあったため、存置しています。

ウ 事業用地周囲の門、塀及び柵等の一部(民有地等に接する箇所)については、敷地管理の観点から撤去していません。

エ 周囲の門、塀及び柵等の改築については、事業者の業務としています。ただし、実施に当たっては、市と協議のうえ、具体的に決定するものとします。

(2) 仮設建物の設置について

ア 元城巽中学校校舎等の解体及び撤去工事に伴い、校舎内にあった自治連合会会議室、消防分団詰所及び倉庫の代替として、仮設建物(プレハブ)を設置しています。

イ 仮設建物については、建築基準法の手続に従い許可申請を行い、市の負担

によりリースで設置していますが、仮設建物の規模及び設置位置等は、「別紙資料 4」のとおりです。

ウ 事業用地に仮設建物等があることを踏まえ、事業者は、事業計画を提案するものとしします。

エ 自治連合会会議室及び消防分団詰所等の諸室は、音楽高校の新校舎等に仮設建物に代わる施設が完成するまでは、現在の仮設建物を継続して使用する必要があります。

エ 市は、仮設建物の解体及び撤去時期について、事業者の事業計画に応じて対応するものとしします。

(3) 事業用地の地質調査資料について

昭和 60 年度に事業用地の南東側の屋内体育館及び教室棟を建設するために、該当建設敷地の地質調査を実施していますが、その調査結果については、「別紙資料 8」のとおりです。

(4) 埋蔵文化財発掘調査について

事業用地については、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、新校舎等の建設が想定される範囲について、埋蔵文化財発掘調査を実施し、平成 19 年度末までに完了を予定をしています。

ア 市が実施している埋蔵文化財発掘調査範囲については、「別紙資料 7」に記載する範囲です。

イ 埋蔵文化財発掘調査範囲における調査深さについては、現在の地盤面から約 1.5m の深さまでとなっています。

(5) 敷地下を通過する市営地下鉄について

ア 事業用地の西側から南東部の地下に市営地下鉄東西線が、「別紙資料 5」のとおり通過しており、京都市立城巽中学校として供用されていた平成 3 年に地上権が設定されています。

イ この地上権の設定に伴い、「京都市立城巽中学校敷地の地下の利用に関する覚書」を京都市営地下鉄の管理者(乙)と京都市教育委員会(甲)とが、締結しています。

ウ 本事業に係る覚書の事項については、次のとおりです。

京都市立城巽中学校敷地の地下の利用に関する覚書(抜粋) (地上の利用制限) 甲は、当該土地に、地表面において 1 平方メートル当たり荷重 8 トンを超える物件を設置しないものとしします。 (事前協議) 甲は、当該土地に新たに校舎その他の工作物を設置しようとするときは、設計、工法等について、あらかじめ乙と協議するものとしします。
--

エ 事業者は、事業計画に当たって、本覚書に該当する場合は、市営地下鉄の管

理者(市交通局)と事前協議を行うものとします。

オ 市では、次の(ア)から(ウ)の安全性検討を行った結果について協議を行い、地下鉄への影響がないことを確認しています。

(ア) 地下鉄上の校舎等(旧体育館)の解体撤去及び掘削(深さ 2.5m)

(イ) 埋蔵文化財発掘調査による土砂除却(深さ 1.5m程度)

(ウ) 地下鉄上のコンクリート造の新築工事(3階建て相当の建物で直接基礎)

なお、市が協議した結果については、事業者の要請があれば、その資料の提示をする。

(6) 周辺工事等について

ア 事業用地の西側の堀川では、堀川水辺環境整備事業として、河道整備や親水整備を平成 22 年度頃まで予定しており、現在工事が進められています。

イ 事業者は、これらの事業と本事業とを併行して実施することになることを踏まえ、施設建設工事期間中の騒音の防止対策や工事車両の通行に配慮し、周辺への影響をできるかぎり低減するものとします。

ウ 堀川水辺環境整備事業のうち、事業敷地周辺の堀川開渠部河道整備、親水整備の期間は、平成 19～20 年度の予定となっています。

なお、次の市建設局のホームページも参照してください。

<http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kasen/kankyo/horikawa/>

(7) 元城巽中学校の記念碑等について

ア 既存施設の解体及び撤去工事に伴い、事業用地内の記念碑、倉庫等に移設又は事業用地内等で保管しており、新校舎等の施設完成後に復元等を予定しています。

なお、記念碑等の寸法については、資料 9 に示します。

イ 記念碑等の取扱いについて

(ア) 旧体育館の緞帳

a 緞帳の傷んでいる部分の補修、形状を整えるなどをして、音楽高校の体育館の新しい緞帳(学校名等の刺繍が必要となります。)として活用する。

b 緞帳の設置後、緞帳の補修が必要な場合は、市において実施する。

(イ) 区民の誇りの木(桜 1 本)

現在の位置において活用を図ること。

(ウ) 他の記念碑等については、市と協議のうえ、適切な位置に設置すること。

5 適用法令及び基準

本事業を実施するに当たっては、次の関連する各種法令等を遵守するとともに、各種要綱及び基準等を参考として適切に実施するものとします。

(1) 法令等

ア 建築基準法

- イ 都市計画法
- ウ 高齢者身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- エ 建築士法
- オ 消防法
- カ 屋外広告物法
- キ 水道法
- ク 下水道法
- ケ 文化財保護法
- コ 道路法
- サ 公共工事の品質確保に関する法律
- シ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ス 景観法
- セ 電波法
- ソ 環境基本法
- タ 教育基本法
- チ 学校教育法
- ツ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- テ 騒音規制法
- ト 振動規制法
- ナ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ニ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ヌ 建設工事に関わる資材の再生資源化等に関する法律
- ネ 建設業法

(2) 条例，事前協議制度その他許認可に関係ある制度

- ア 京都市中高層建物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例
- イ 京都市眺望景観創生条例
- ウ 京都市市街地景観整備条例
- エ 京都市屋外広告物等に関する条例
- オ 京都市環境基本条例
- カ 京都市環境影響評価等に関する条例
- キ 京都市廃棄物の減量及び適正化に関する条例
- ク 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例
- ケ 京都市地球温暖化対策条例
- コ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例
- サ 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- シ 京都市建築基準条例
- ス 京都市火災予防条例
- セ 京都府地球温暖化対策条例

ソ 京都府環境を守り育てる条例

(3) その他法令及び関係指針等

ア 学校保健法

イ 学校環境衛生の基準

ウ 高等学校施設整備指針

エ 京都市公共建築デザイン指針

オ 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準

カ 都市計画の計画書（平成 19 年 9 月 1 日告示）

（ア）高度地区計画書

（イ）景観地区計画書

その他，本事業を行うに当たり必要とされる関係法令，条例，指針等を含むものとします。ただし，原則として，許可申請等の時点に対応する最新の法令等によるものとします。

第3 施設整備の基本要件

1 施設の名称及び内容等

施設の名称	施設区分	施設の内容等
(1) 音楽高校	ア 校舎	普通教室，特別教室，レッスン室，ソルフェージュ室，多目的教室，和室，職員室等
	イ 体育館	アリーナ，移動観覧席，舞台，器具庫，管理室，更衣室，便所等
	ウ 音楽ホール等	舞台，客席，楽屋諸室，ホワイエ諸室等
	エ 屋外運動場	テニスコート2面，短辺30m，長辺47m以上の区画内に1周100mのトラック，敷地内に直線60m以上(障害物なし)を確保，放送，散水設備等
	オ 屋外付帯施設	倉庫，便所等
(2) 少年合唱団	事務室等	事務室，団員室等
(3) 子どもの音楽教室	事務室等	事務室，作業室等
(4) 芸術大学サテライト施設	芸術大学のサテライト施設(ギャラリー等)	展示室(1室は，講座室としても使用可能)，一時保管庫，荷捌き室等
(5) 開放型ギャラリー	作品展示スペース等	銅駝美工等の絵画，染織，工芸品等の展示，情報発信のスペース及び事務室等
(6) 地元施設	ア 自治連合会会議室	会議室，便所，給湯室，倉庫等
	イ 消防団詰所及び消防資機材器具庫等	会議室，便所，給湯室，消防資機材庫
(7) その他施設	共用部等	機械室，電気室等，生徒用駐輪場(30台程度)，駐車場等(付置義務駐車場及び駐車スペースを含み20台以上)等

2 施設の基本計画

(1) 建物配置計画での配慮

- ア 建物の配置計画については、御池通等の道路に面する都心部の敷地を有効に活用することを前提に、市営地下鉄東西線のトンネル(シールド工法)の事業用地通過、また、周辺に病院、低層住居及びマンション等が隣接していることなどを配慮して行うものとします。
- イ 学校からの楽器等による騒音の抑制、事業用地に隣接する敷地の日照確保や学校からの視線による近隣への干渉を避けるなど、周辺に居住する人々の住環境に十分に配慮するものとします。

(2) 建物計画等の考え方

施設の配置は、芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリーの建物と以外の音楽高校、音楽ホール等の建物とを分棟化する計画としています。

ア 音楽高校、音楽ホール等の建物

(ア) 建物は、原則として、敷地の北側部分に、景観及び機能に配慮して配置すること。

(イ) 建物の階数については、15m 第4種高度地区及び景観地区の基準等を遵守したうえで、地上階は3階程度とする。

なお、景観地区の基準や日影等の要件から、3階部分を後退することが必要な場合には、3階に小規模レッスン室等を配置するなど、有効に活用できる建物とすること。

イ 芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリー

芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリーについては、1棟として計画(想定延べ床面積は、約1,500㎡程度)するものとします。

(ア) 建物は、御池通の賑わい施設として、御池通側及び事業用地南西側に、音楽高校、音楽ホール等の建物との接続に配慮して配置すること。

(イ) 御池通からの見上げの景観も踏まえ、御池通側は2階建、敷地西側は3階建までとしている。

(ウ) ギャラリー等の機能には、柱のない空間を必要とすることから、建物の主要構造に鉄骨を採用してもよいこととする。

(エ) 敷地の有効活用の点から、2階以上のフロア面積は、1階面積より大きくとるなど、できるかぎりゆとりのある計画とすること。

(オ) 施設に共通する電気室や機械室については、系統を施設別に区分し、共通の諸室としてもよいものとする。

イ 屋外運動場及び屋外付帯施設

(ア) 屋外運動場は、音楽高校、音楽ホール等の建物の南側部分に配置し、御池通からの緊急車両、運動場の出入口を接続すること。

(イ) 屋外付帯施設は、屋外運動場利用時を踏まえた配置位置とする。

3 施設への動線

(1) 音楽高校

音楽高校施設への音楽高校の生徒、教職員及び保護者等の学校関係者のアクセスは、敷地に接する道路及び公共交通機関の最寄りの駅から、速やかに音楽高校を使用できる位置に配置するものとします。

(2) 少年合唱団及び子どもの音楽教室

少年合唱団員の子どもたちは、主に木曜日及び土曜日の午後、また、子どもの音楽教室の子どもたちは、土曜日の午後に音楽高校の諸室(レッスン室、多目的教室、体育館、音楽ホール等)を利用するため、主に公共交通機関等から速やかに音楽高校を使用できる位置に配置するものとします。

(3) 芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリー

御池通の賑わい施設として、御池通に面して配置(御池通から敷地西側)するものとし、市民等が利用しやすく、また御池通を行きかう人々が気軽に立ち寄れる位置に配置するものとします。

(4) 地元施設及び地域開放施設

ア 地元施設

事業用地に隣接する道路(油小路通)から、他の施設を経由せず、利用できる位置に配置するものとします。

イ 地域開放施設

地域住民が利用する地域開放施設となる音楽高校の諸室は、次のとおりです。

(ア) 体育館

(イ) 多目的教室 B

(ウ) 和室

(エ) 屋外運動場

ウ 地元施設及び屋外運動場、体育館等の地域に開放する施設は、主に、土曜日、日曜日及び平日の夜間等に地域住民の利用があり、それぞれの施設ができるだけ道路から直接利用できる位置に配置するものとします。

(5) その他施設

ア 駐車場及び駐車スペース等

(ア) 付置義務駐車場の確保

市駐車場条例では、一定規模以上の建築物の新築等を行う場合には、その建築物内又は建築敷地内に、設置基準(例えば、幅 2.3m、長さ 5mの駐車区画を設置等)により、駐車施設を付置することが義務付けられている。

なお、付置義務駐車場の台数は、対象となる建築物の用途面積から算出される台数とする。

(イ) 駐車スペース(普通乗用車を想定)

主に音楽高校の非常勤講師等が、一時的に駐車することができるスペースを確保するものとする。ただし、付置義務駐車場の設置基準を適用する必要はない。

(ウ) 駐車台数は、20台(前記の(ア)及び(イ)の合計台数に同じ。)以上を確保するものとする。

(オ) 駐車場及び駐車スペースは、事業用地に接する道路から、敷地内の歩行者の通路と区分され、安全に進入できる位置とする。

イ 音楽ホール及び芸術大学サテライト施設等への搬出入車両の駐車

音楽ホールへの楽器等の搬出入、芸術大学サテライト施設等への作品等の搬出入に適した位置に駐車区画(付置義務駐車台数に含めることは可)を設けるものとします。

ウ 駐輪場等

音楽高校の生徒用駐輪場(30台以上)及び地元施設及び地域開放施設の利用者が駐輪できるスペースは、台数に余裕をもって確保するものとします。

4 各施設間の動線

(1) 動線の要件

ア 音楽高校(少年合唱団及び子どもの音楽教室を含む)、地元利用施設、芸術大学サテライト施設及び開放型ギャラリーへの動線は、原則として、それぞれの施設が単独に利用できる動線計画とします。

イ 音楽高校内の音楽ホール及び体育館の施設利用者が単独で利用できる動線と音楽高校内部から生徒利用ができる動線を計画するものとします。

ウ 特に、地域の利用頻度が高いと考えられる地元施設、体育館及び多目的教室1室(B)や屋外運動場は、他の施設内を経由することなく、それぞれの施設への明確な動線を計画するものとします。

エ 少年合唱団及び子どもの音楽教室が音楽高校のレッスン室等を共用するため、少年合唱団及び子どもの音楽教室の利用諸室と音楽高校の生徒が利用するレッスン室等とのゾーニングを明確に区分できるようにするものとします。

5 各施設の運営及び使用時間等

各施設の運営主体及び現時点でのそれぞれの施設の使用日及び時間は、次のとおりです。

(1) 運営主体及び使用時間等

ア 音楽高校の施設

施設名	運営主体	使用曜日	使用時間	備考
(ア) 音楽高校校舎(体育館を含む。)	音楽高校	月曜日から金曜日まで	午前7時頃から午後10時頃まで	土曜日、日曜日及び祝日は、原則、左記と同じ

(イ) 音楽ホール	音楽高校	月曜日から金曜日まで	午前7時頃から午後10時頃まで	土曜日、日曜日及び祝日は、原則、左記と同じ
(ウ) 少年合唱団(事務室等)	市教育委員会(生徒指導課)	土曜日、木曜日	午後1時頃から午後6時頃まで	音楽高校の施設を共用する。小・中学校の夏季及び冬季等の休業期間中の使用日、時間は、異なる。
(エ) 子どもの音楽教室(事務室等)	子どもの音楽教室(芸術大学音楽学部音楽教育研究会)	土曜日、金曜日(事務室の使用がありません。)	正午頃から午後6時頃まで	音楽高校の施設を共用する。小・中学校等の夏季及び冬季等休業期間中の使用はない。

イ 芸術大学サテライト施設

施設名	運営主体	使用曜日	使用時間	備考
芸術大学サテライト施設	芸術大学(又は、芸術大学が委託する団体等)	日曜日から土曜日まで	午前10時頃から午後5時頃まで	年末年始は閉館とし、閉館日は、別に定める。

ウ 開放型ギャラリー

施設名	運営主体	使用曜日	使用時間	備考
開放型ギャラリー	市の運営を前提として、別に管理運営規則を定めます。	管理運営規則を別に定めます。	管理運営規則を別に定めます。	市の運営等とする。その内容は、施設の供用開始日までに決定する。

エ 地元利用施設

施設名	運営主体	曜日	使用時間	備考
地元施設(自治連合会会議室、消防分団詰所)	自治連合会及び消防分団	日曜日から土曜日まで	午前9時頃から午後10時頃まで	地域行事等により使用時間が変動することがある。

(2) 使用時間等の留意点

ア 音楽高校の使用時間は、定期演奏会等の学校行事がある場合に、想定している使用時間外となることがあります。

イ 地域に開放する体育館や屋外運動場等については、京都市立学校施設使用

規則において、午前 9 時から午後 10 時までと規定しています。

なお、主に使用される時間帯は、午後 7 時から午後 10 時頃までです。

6 運営主体等の概要等

(1) 音楽高校の概要

ア 学校案内、年間行事等については、次のホームページを参照してください。

<http://www.edu.city.kyoto.jp/hp/ongaku/>

イ 教育課程等を掲載した「平成 20 年度学校案内」については、「別紙資料 11」に示すとおりです。

なお、「別紙資料 11」については、直接、事業者配布を予定しています。

ウ 現音楽高校の諸室の配置平面図は、「別紙資料 10」に示すとおりです。

(2) 少年合唱団の概要

少年合唱団の概要等については、次のホームページを参照してください。

<http://www.kcjcc.jp/>

(3) 子どもの音楽教室の概要

ア 芸術大学音楽学部音楽教育研究会として位置付けられています。

イ 子どもの音楽教室の概要等については、次のホームページを参照してください。

<http://www.h7.dion.ne.jp/~kcm2003/>

(4) 芸術大学の概要

芸術大学の概要等については、次のホームページを参照してください。

<http://www.kcua.ac.jp/>

(5) 銅駝美工の概要

銅駝美工の概要については、次のホームページを参照してください。

<http://www.edu.city.kyoto.jp/hp/douda/>

7 施設計画に関する基本要件

施設計画に当たっては、音楽高校の生徒や教職員等をはじめ、複数の関係者が利用する複合的施設であるため、音楽高校の次代の教育への対応性、各施設の機能性、管理区分に十分配慮し、次により施設を計画するものとします。

(1) 環境への配慮

ア 施設整備から維持管理及び運営、将来の施設の解体に至るまで、地球温暖化防止などの環境共生に資する取組として、省エネルギー化、廃棄物の発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与できる施設を計画とするものとします。

イ 本施設については、環境に配慮した施設への取組を目指し、生徒をはじめ

とする施設利用者が環境に対する興味・関心をもち、自ら環境負荷低減への取組を実践できるような施設とするものとします。

ウ 具体的項目

(ア) 敷地の緑化

敷地内は、維持管理の面にも配慮しながら、敷地内の緑化、壁面緑化など、できるかぎり総合的な緑化を行うこと。

(イ) 井水、雨水の利用

災害時の初期消火用水、雑用水等の井戸の設置、また国土交通省大臣官房官庁営繕部、「排水再利用・雨水利用システム計画基準」（平成16年版）により、井水や雨水の再利用などの積極的な利用を図ること。

(ウ) 自然エネルギーの活用

太陽光発電設備等の自然エネルギーを活用する設備等をできるだけ設置し、実用性と環境教育にも役立つように配慮すること。

(2) 建築設備への配慮

施設計画における設備のシステムは、操作性の向上、維持管理のしやすさ、光熱水費の削減等に配慮するものとします。

(3) ユニバーサルデザインへの配慮

施設全体を通じて、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に適合し、乳幼児から高齢者まで、だれもが安心、安全かつ快適に利用できる計画とします。

ア 想定される利用者、利用方法を十分検討、把握したうえで、必要な対応をするものとします。

イ 利用者が、空間を認識する際の手かかりとする照度、仕上げ材の感触及び色彩、音の反射等にもきめ細かな配慮をするものとします。

ウ ドアノブ、スイッチ、レバー等について、利用者の握力、視力、身長等にもきめ細かな配慮をするものとします。

(4) 敷地周辺の環境保全への配慮

敷地周辺に対する日照、通風、圧迫感などの影響を低減し、周辺の住宅等のプライバシーへの配慮を行うものとします。

(5) 室内環境への配慮

室内における適切な居住環境を得るため、次の項目に配慮するものとします。

ア 音環境の向上

室内の暗騒音レベルの低減や遮音性能及び吸音率の向上などにより建物内部及び外部への騒音を低減するものとし、音響性能を規定している諸室では、数値以上の効果が発揮されるようにするものとします。

イ 温熱環境の向上

室温や湿度の適切な設定や断熱性能の向上、室内の温度差や気流速度の差が少なくなるように環境を保ち、また空調制御設備を導入した場合には、外気導入に伴う一酸化炭素や二酸化窒素等の影響を受けない快適な温熱環境を確保するものとします。

ウ 温度及び湿度管理基準

各諸室(別に規定する諸室を除きます。)の温度及び湿度については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、「温度は、17℃以上、28℃以下、相対湿度は、40%以上～70%以下」によるものとし、低湿時の加湿及び高湿時の除湿等の適切な対応により快適な温度及び湿度環境を確保するように配慮するものとします。

エ 光及び視環境の向上

(ア) グレア対策及び適切な照度を確保し、きめ細かな照明制御、効果的な昼光利用等により、光及び視環境の向上を図ること。

オ 空気清浄度の向上

(ア) 人体に直接影響が懸念されるホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物、ダニ又はアレルゲン等についての対策を十分に行い、室内の空気の清浄度を向上させること。

(イ) ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の対策については、施設全体として配慮すること。

カ 採光と換気の確保

(ア) 諸室を地下に配置する場合は、サンクンガーデン等により、外気に触れる部分を最大限とり、採光と換気に十分留意するとともに、空調設備により湿気対策を十分に講じること。

(イ) 廊下の両側に諸室を配置する中廊下方式の場合には、光庭を配置するなどし、自然採光、自然換気を積極的に取り入れること。

(6) 長寿命化への配慮

建築物の長寿命化を図るため、必要な耐久性能を確保し、また維持管理や設備更新及び改修の容易さなどにも配慮するものとします。

(7) 防災への配慮

ア 火災等の災害時には、容易かつ安全に建物内から避難することができる計画とし、車いすの利用者等が特に介助を必要とすることなく、安全に避難できるように配慮するものとします。

イ 災害発生時に、非難する人々の建物内避難経路及び敷地内避難経路がわかりやすく、また消防活動スペース等の確保、応急活動が可能で容易なものとなります。

ウ 学校が、災害時の緊急避難場所となることを踏まえて、様々な人々が利用できるように配慮するものとします。

エ 施設の防犯については、不法侵入の防止等、危険の予防、検知、避難の観

点から施設利用者等の安全に配慮した施設とするものとします。

(8) サイン計画への配慮

ア 外部サイン

外部サインについては、本施設の基本コンセプトやデザインを踏まえた計画とし、統一的なデザインのものとしします。

(ア) 施設への来訪者が容易にそれぞれの施設に到達できるよう、道路から各施設への主要なアクセスポイントにサインを計画すること。

(イ) 各施設の所在や経路表示等を明快に示す統一的な計画とすること。

(ウ) サイン計画に当たっては、ユニバーサルデザインに基づき、利用者への必要な情報が容易でわかりやすい表示とするように配慮すること。

イ 屋内サイン

屋内サインについては、各施設のエントランスホール等には必要に応じて施設案内、エレベータホールにはフロア案内、諸室等には室名等のサインを設けるものとします。

(ア) 各室名等のサインの取付け位置、表示内容及び方法は、本市との協議により決定すること。

(イ) ピクトグラムは、JISZ8210 によることとしますが、該当する規格がない場合は、このかぎりではない。

8 設備計画に関する基本要件

(1) 基本方針

ア 安全性の確保

(ア) 音楽高校の生徒、教職員及び地域住民等の施設関係者が、施設の運営及び利用に当たって、安全及び健康を阻害しないように十分に配慮した計画を行うこと。

(イ) 設備機器の設置及び配管については、地震の影響による落下及び転倒等がなく、また損傷しないこと。また落下及び転倒による人身事故が発生しないように配慮すること。

イ 信頼性の確保

(ア) 設備機器の選定に当たっては、安定した性能の機器を選定することにより、極力、故障が少なく、故障した場合には速やかに復旧できるシステムを導入すること。

(イ) 地震、風水害、落雷、断水、停電、火災等の災害を考慮し、災害に強いシステムを導入すること。

ウ 機能性の確保

将来の教育内容等の変化、情報通信の発達や社会的需要による施設利用の変化等にも対応できる機能を確保し、用途変更等に柔軟に対応できる計画を行うものとします。

エ 快適性の確保

(ア) 事業用地の自然条件及び立地条件を踏まえ、光、熱、音等の発生を抑制するなど、適切な環境が得られるように計画し、施設だけではなく近隣周辺への生活環境にも配慮すること。

(イ) 法令等による基準値を満足するだけでなく、将来にわたって快適性が保たれるように、将来予測を踏まえたゆとりのある計画とすること。

オ 利便性の確保

施設関係者等の設備端末の日常使用に当たっては、運転及び調整が容易で、操作性がよく、故障時にはわかりやすい系統設定などに留意して計画するものとします。

カ 効率性の確保

(ア) 諸室の利用内容及び状況等に応じた効率的かつ効果的なエネルギー供給が可能ないように、建築計画と併せた総合的な計画を行うこと。

(イ) 設備機器及びそのシステムは、省資源化、省エネルギー化に配慮するとともに、初期投資に必要な経費、また維持管理に必要な経費の削減を踏まえた総合的な設備機器の導入及びシステムの構築を図ること。

キ その他

(ア) 各基幹設備については、共用を前提としていますが、管理及び運営主体ごとに区分ができるよう、また、光熱水量の個別の計量が可能なように対応すること。

(イ) 各施設の諸室の設備一覧は、「別紙資料 19」によること。

(2) 空調換気設備

ア 熱源設備

熱源の種別については、事業者の提案によるものとします。

イ 空調設備

(ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、学校環境衛生の基準に示される室内環境を守ること。

(イ) 中央式、個別式の種別については、事業者の提案によります。ただし、各室での温度制御が行えるように計画すること。

ウ 自動制御設備

(ア) 自動制御盤は、一括管理ができるものとし、音楽ホール、及び音楽高校の事務室等に副操作盤を設けるものとする。

(イ) 改修工事を含めて、将来の対応が容易な方式とすること。

エ 換気設備

(ア) 換気方式（第1種、2種及び3種換気）を適切に計画すること。

(イ) 建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、学校環境衛生の基準に示される室内環境を守ること。

(3) 給排水衛生設備

ア 給水設備

(ア) 市上水道による給水設備とする。

(イ) 受水槽から各階への給水は、加圧給水ポンプ方式又は高架水槽方式とし、より効率的な方式を採用するものとし、飲料用水については、音楽高校の長期休業後の使用時においても残留塩素等の水質基準が確保できるものとする。

(ウ) 受水槽等については、学校休業日及び施設機能を考慮して、容量を可変できる計画とすること。

イ 給湯設備

(ア) 熱源選択は、安全性、省コスト、省エネルギーに配慮すること。

(イ) 給湯室には、給茶用の給湯設備を設けること。

ウ 衛生器具設備

(ア) 衛生面に配慮し、使用目的に応じた適切な設備を選定すること。また、節水型器具を積極的に採用すること。

(イ) 衛生便器については、音楽高校の生徒用（音楽高校、少年合唱団、子どもの音楽教室等の多目的便所を除きます。）を除き、洋式便器には洗浄機付便座を備えること。

エ 排水設備

(ア) 汚水と雑排水の排水管の併用を避け、公共下水道への最終放流樹まで分離すること。

(イ) 各排水管については、計画流出量に対して余裕のある口径を確保すること。

オ ガス設備

給湯、コンロ等の供給については、法令に従い、安全で、省エネルギー型の設備を導入するものとします。

(4) 電気設備

ア 電灯設備

(ア) 諸室に必要な照明器具、コンセント等の配線工事、幹線配線工事を行うものとし、十分な容量等を確保すること。

(イ) 幹線の配線は、将来の増設や更新に容易に対応できるものとする。

(ウ) 管理区分ごとに集中管理できるようにすること。

(エ) 自然採光の有効利用や点灯不要な照明器具の自動消灯等や環境配慮型照明器具を採用するなど省エネルギーに十分配慮すること。

(オ) 各室、共用部に設ける照明器具は、ちらつきやグレアのない器具を選定すること。

(カ) 外灯は、夜間及び深夜を考慮し、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

(キ) 吹き抜けや天井の高い諸室等の高所に取り付ける照明器具については、自動昇降装置等により、容易に保守管理ができるようにすること。

イ 動力設備

(ア) 各空調機，ポンプ類等動力機器の制御盤の製作，配管配線，幹線配線工事を行うこと。

(イ) 動力制御盤は，原則として，機械室内に設置すること。

ウ 受変電設備

(ア) 受電方式は，高圧 1 回線受電とすること。

(イ) 変電設備の構成は，高圧部分，変圧器及び低圧配電盤のキュービクル方式とすること。

(ウ) 変圧器の容量は，建築設備基準によるものとし，バンクについては，単相変圧器は 100kVA 以下，三相変圧器は 300kVA 以下で構成すること。

(エ) 変圧器のバンクは計量条件区分を考慮して分割し，変圧器等の保守が容易な構成とすること。

(5) 燃料系発電設備

ア 施設内の防災負荷へのバックアップ電源として設置するものとします。

なお，設置する場合の連続運転可能時間は，72 時間以上とします。

イ 対象負荷は関連法規を満たすとともに，昇降機，給排水ポンプ類，自治会館，消防団詰所及びその他必要な照明，コンセント等の設備に送電可能なものとします。またアリーナを災害時避難施設と想定した場合の電源を確保するものとします。

(6) 自然エネルギー系発電設備

太陽光等の自然エネルギー系発電設備及びモニター等をできるだけ設置するものとしますが，景観等に関連して太陽電池モジュールが好ましくない場合には，設置を求めるものではありません。

(7) 雷保護(避雷針等)設備

関連法令に基づく設備を設けるものとします。

(8) 構内情報通信網配管設備

ア 構内情報通信網が導入可能なように，幹線敷設用ケーブルラック等を設けるものとします。

イ ケーブルラックは他の通信設備（電話，拡声など）と影響のないように配慮したうえで，併用も可能とします。

ウ LAN 機器室(又は MDF 室)に複数の通信事業者(音楽高校については，市専用を引き込みます。)が引込み可能な配管を敷設し，LAN 機器室(又はサーバー室)を起点として，各運営主体のエリア(サーバ室)までケーブルラックを設置し配線をするものとします。

エ 各運営主体エリアにフロアスイッチ設置スペースを設け，各フロアスイッチから適宜，エッジスイッチを経由して各室まで支線 LAN 用配管を敷設し入線するものとします。

(9) 構内情報通信網設備(音楽高校)

音楽高校の教室、管理諸室等については、構内情報通信網設備を整備するものとし、それぞれ LAN 配線等を系統別に対応するものとします。

ア 学習系 LAN, 事務系 LAN 及び学習指導系 LAN に系統を区分するものとします。

イ LAN の系統以外に職員室内の特定パソコン間での情報を共有するための LAN 配線が可能なように対応するものとします。

ウ 構内情報通信網の設備計画については、「別紙資料 20」を参考に提案するものとします。

エ LAN 配線については、各諸室の情報コンセントまで接続するものとします。

オ 音楽高校の LAN 系統の概要

(ア) 現在の音楽高校の情報ネットワークである京都光ネット(京都市教育ネットワーク)によるものとし、現在の音楽高校からの移転による接続替えについては、市により NTT を通じて、光ケーブルを施設内(MDF 室等)の PT 盤へ配線接続すること。

(イ) 事業者は、PT 盤を起点とし、ケーブルラックの設置、配管、配線(幹線ケーブルは、光ケーブルである必要は、ありません)を行い、職員室内等に設けるサーバー室(サーバーラック)へ接続すること。

(ウ) 事業者は、配線に応じて L2, L3 スイッチ, HUB を設置し、各室に配線すること。

(エ) 配線後の情報ネットワークの保守、維持管理については、市が行う。

(オ) LAN 配線は、次の系統に区分すること。

a 事務系 LAN : 校長室, 事務室, 職員室(普通科, 音楽科), 保健室

b 学習指導系 LAN : 校長室, 事務室, 職員室(普通科, 音楽科), 保健室

c 学習系 LAN : 学習系(教室, 特別教室, 管理諸室)の教室

なお、別に閉鎖系の LAN(情報ネットワークに接続しません。)の構築が可能なように配慮すること。

(10) 構内交換設備

ア 電話交換機は各施設運営者(地元施設を除く)で設置し、建物内各室に配管配線を行うものとします。ただし、施設運営者ごとに計量区分別に課金請求ができるものとします。

イ ダイレクトダイヤルイン方式とします。

ウ 音楽高校及びホールには、公衆電話が設置できるように配管等の準備を行うものとします。

エ 音楽高校の諸室(指定する諸室)と職員室とで校内連絡できるインターフォン設備を設置するものとします。

(11) 電気時計設備

音楽高校については、親時計を設置し、施設内の要所に子時計を設置するものとします。

(12) 映像及び音響設備

各施設の指定された室に，映像及び音響設備を設置します。

(13) 拡声設備

ア 消防法に定める非常用放送設備を設置するものとします。

イ 音楽高校には，非常用放送設備以外に，CDプレーヤ，MDデッキ，チューナ（AM，FM）及び学校用のチャイム等の設備を備えるものとします。また，放送室から生徒による自主校内放送が可能な計画とするものとします。

ウ 校内放送は，学年別の放送やオートアナウンス機能を備えるものとします。

エ 非常用放送設備による放送を除き，施設管理区分ごとに放送が可能な設備とします。

(14) 誘導支援設備

多目的便所内に緊急時の信号発信（警報用押しボタン），その周囲に表示灯，ブザー復旧ボタンを設置し，管理区分ごとの事務室等で表示盤を設置するものとします。

(15) テレビ共同受信設備

UHF（地上波デジタル主体），BS等110°CSの各種テレビ，ラジオアンテナの設置及びCATVによる受信設備を設けるものとします。またその他CS対応可能な計画とするものとします。

(16) セキュリティ設備

ア 本施設における一般の入退出，防災，防犯（破壊・盗難），安全，環境保全の観点から，建物自体が24時間安全に稼働できるようなセキュリティシステムを構築するものとします。

イ 建物や諸室の位置，用途，利用時間帯等を考慮した適切なセキュリティレベルの設定を行うものとします。

ウ 建物セキュリティの設定

（ア）外部からの建物の出入口

（イ）特に重要な諸室（高額な機器（楽器等）の保管場所，職員室，事務室等）

（ウ）外部から侵入可能な諸室等（低層階等）

エ 本施設の主要施設（音楽ホール，体育館，芸術大学サテライト施設等）の屋外からの出入口，共用廊下との出入口，エレベータ，夜間・休日の通用口，低層階の開口部等には入退室コントロール及び外部侵入等のチェック機能を設け，集中管理できるシステムとします。

オ 指定されない室についても，将来，セキュリティが必要とされる諸室（多目的教室）配線及び端末機器の設置が容易にできるように計画するものとします。

カ エレベーターについては，停止階の設定操作が可能なものとします。

キ システム

- (ア) 外部からの建物の出入口(門, 出入口扉)
監視カメラ, 電気錠及び入退出管理及び識別システム
- (イ) 特に重要な諸室
入退出管理(原則的には, 施設運営者の管理)のシステム
- (ウ) 外部から侵入可能な諸室
機械警備センサー(監視カメラ), 不審者のチェック, 警戒監視
- (エ) 建物内の死角となる箇所
監視カメラ

ク ゾーンとしてのシステム

- (ア) 敷地入り口 監視カメラ, モニター監視
- (イ) 駐車スペース 監視カメラ, モニター監視, 出入庫の管理システム
- (ウ) 構内全体 監視カメラ, モニター監視, 巡回, 通報システム

ケ 監視カメラ設備

- (ア) 防犯機能を目的とし, 各施設の外部からの出入口, 建物内の死角及び屋外運動場等の必要な箇所に, 個人のプライバシーに配慮し, 監視カメラを設けること。
- (イ) 監視カメラの映像については, 管理区分ごとにモニターを設置し, 常時確認することができ, また, 一元管理も可能なものとする。
- (ウ) 監視映像は, ハードディスクに 72 時間以上(3 日間保存)記録保存できるものとする。

(17) 中央監視設備

- ア 全館の中央監視盤設備, 防災設備は, 事業者の管理室(提案により設置するものとします。)等に一元化し, 省力化が図れる計画とするものとします。
- イ 中央監視盤には, BEMS 等による室内環境の最適化を図るシステムを導入するなど, 省エネルギー, 省コストが図れる設備を設置し, 監視, 制御対象は, 原則として次の各種の設備とします。
 - (ア) 受変電システム遠隔監視
 - (イ) 照明点滅制御
 - (ウ) 各種ポンプ, ファン類の遠隔監視制御
 - (エ) 中央式空調設備の遠隔監視制御
 - (オ) 計量区分別の光熱水費等の計量器

(18) 構内配電線路及び通信線路設備

- ア 電力, 電話回線の引込み, 外構に供する配管, 配線を行うものとします。
- イ 外灯は施設外構部に設置し, 一般夜間と深夜を考慮した自動点滅及び時間点滅が可能な方式とするものとします。
- ウ 運動場には拡声器を設置し, 各行事に対応可能なリモート接続盤(リモート機器も含まれます。)を設けるものとします。

(19) 防災設備

ア 自動火災報知設備

(ア) 関連法規に基づき設置し、事業者の管理室に主受信機を設置すること。

(イ) 用途ごとに防災表示盤を設け、緊急時の避難誘導が可能な計画とすること。

イ 防排煙制御設備

関連法規に基づき設置し、事業者管理室に主制御盤受を設置するものとします。

ウ 非常照明設備

関連法規に基づき設置するものとします。

エ 誘導灯設備

関連法規に基づき設置するものとします。

オ 消火設備

(ア) 法令等を遵守し、適切な消火設備を計画すること。

(イ) 必要な消火器（消火器ボックス共）を、適宜設置すること。

カ 排煙設備

関連法規に基づき必要な諸室に設置します。

(20) 昇降機設備

ア 共通事項

(ア) 車いす利用及び高齢者対応とすること。

(イ) 停電時自動着床，火災時及び地震時管制運転を設けること。

(ウ) 運転監視盤，エレベータ用インターフォン等を設置し，利用者の安全に配慮すること。

(エ) 故障時は電話回線を通じて保守点検業者（事業者）等へ自動連絡ができるものとすること。

イ 乗用エレベータ

施設に設置する乗用エレベータは，かごサイズを 11 人乗り以上としますが，次に掲げる項目にも配慮してかごサイズ及び台数を計画するものとします。

(ア) 音楽高校内各階の楽器の搬送に留意するものとし，その際には，搬送する大型の弦楽器等のサイズを考慮すること。

(イ) 学校内各諸室への楽器搬入に対応できるものとし，この場合には，専門業者等による梱包，搬入と室内での組立てを想定したものとすること。

(ウ) 搬入する楽器の想定は，グランドピアノ（幅 1.7m，奥行 2.9m，高さ 1.1 m，重さ約 500 k g）の大きさとする。ただし，動線計画により，次のウに記載する人荷用大型エレベータでピアノの搬入が可能な場合は，前(ア)により検討すること。

ウ 人荷用大型エレベータ

(ア) 音楽高校の体育館，教室及び練習室から各階へ，また音楽ホールへ大型楽器が移動できる動線を確保するものとし，動線上に垂直移動が発生する

場合は、コンサート用グランドピアノ(幅 1.7m, 奥行 2.9m, 高さ 1.1m, 重さ約 500 k g)がそのまま搬送可能な人荷用大型エレベータを設置すること。

- (イ) 楽屋, 楽器庫等を舞台のある階以外に設置した場合は, 人荷用エレベータの利用が可能なように配慮すること。
- (ウ) 人荷用エレベータは, グランドピアノをかご内に搬入, 運搬する人(最低 2 人)が同乗できるように配慮すること。

第4 各施設及び諸室の要求水準等

1 新校舎等

(1) 新校舎等の各施設

新校舎等の施設として整備する各施設は、次のとおりとします。

施設名	諸室等
ア 音楽高校 教室等	教室，レッスン室，特別教室，管理諸室等
イ 少年合唱団諸室	事務室，団員室
ウ 子どもの音楽教室諸室	事務室，控室
エ 体育館	舞台，アリーナ，移動観覧席等
オ 音楽ホール	ステージ，客席，楽屋諸室等
カ 屋外付帯施設	屋外運動場等の付帯施設
キ 芸術大学サテライト施設	ギャラリー，事務室等
ク 開放型ギャラリー	銅駝美工，芸術系大学等の作品展示室等
ケ 地元施設	自治会館等

なお、音楽高校、少年合唱団及び子どもの音楽教室の諸室、体育館、音楽ホール、屋外付帯施設、芸術大学サテライト施設、開放型ギャラリー、地元施設等についての諸室面積等の要求水準は、それぞれの施設ごとに記載します。

(2) 教室等の規模の基準

ア 音楽高校の教室等は、建物の基本スパンとして、壁芯又は柱芯間の寸法として、廊下側から見たときの奥行きを 8.2m、廊下側から見たときの間口を 8.0m(教室前面の黒板側から後面掲示板側)とし、1室当たり 65.60 m²以上を基準面積としています。

イ 教室等の諸室で、1室の面積を整数止で記載しているものは、各室に要求される機能を満たすことを前提として、記載面積の 95% 以上とします。

2 音楽高校教室等

(1) 教室等に求められる機能

ア 音楽教育に優れた音響性能と防音(遮音)性能を確保した室内環境とします。

イ 子どもたちの自主的、創造的な学習活動を支える魅力的な空間構成にするものとします。

ウ 生徒たちが安全で使いやすく、またあらゆる人にやさしい施設及び設備であるものとします。

エ 将来の教育環境の変化、使用形態に応じて教室等にも転換することが容易で、可変性の高いものとします。

(2) 諸室配置等に求められる機能

ア 音楽教育関係団体、地域住民等の使用する諸室については、時間的に、また物理的にも音楽高校と明確に区分(シャッター等)できるものとします。

イ 生徒をはじめ施設利用者の安全が確保され，それぞれの利用動線が適切にゾーニングされ，施設利用者が落ち着いて活動できるものとします。

ウ 生徒の自習等にも使用するレッスン室の配置は，各階にできるかぎり分散して配置するものとします。

エ 地下階には，原則，生徒が日常的に使用する諸室を配置しないものとします。ただし，諸室を配置する場合は，対象となる諸室の採光，換気や湿度の対策に十分配慮したものとします。

(3) 音楽高校の各諸室の一覧

各諸室については，次のとおりとします。

教室等	室数	1室面積	用途等
ア 普通教室	3室	65.60 m ²	生徒数40人(1学年)用の教室
イ 生徒用 ロッカー室	1室	65.60 m ²	学年別(1室，40個)の生徒の楽器保管室用ロッカーの設置，大型楽器保管庫を含む。
ウ 理科室	1室	82.00 m ²	理科総合の授業の実施
エ 理科準備室	1室	16.40 m ²	教科準備，薬品庫等の設置
オ 家庭科室	1室	82.00 m ²	家庭科基礎の授業，食器等の収納
カ 家庭科準備室	1室	16.40 m ²	教科準備
キ 図書室	1室	65.60 m ²	書架，閲覧，視聴覚ブース設置
ク コンピュータ室	1室	98.40 m ²	コンピュータ授業(2人/1台)，指導用デスクトップ
ケ コンピュータ 準備室	1室	8.20 m ²	教科準備
コ 生徒会室	1室	32.80 m ²	生徒会活動，演奏会準備等
サ 教育相談室	2室	16.40 m ²	生徒の教育相談室

シ	カウンセリング室	1 室	13.12 m ²	カウンセリング室
ス	保健室	1 室	52.48 m ²	保健指導, 応急処置
セ	進路指導・資料室	1 室	16.40 m ²	進路相談・資料室
ソ	和室(茶室)	1 室	65.60 m ²	茶室機能, 伝統文化に利用, 電気炉設置, 8畳, 6畳の2間, 寄り付き, 納戸, 水屋, 玄関等
タ	多目的教室 (ア) 多目的教室 A (イ) 多目的教室 B (ウ) 多目的教室 C (エ) 多目的教室 D	1 室	(ア) 164.00 m ²	音楽高校の合唱, 少年合唱団, 子どもの音楽教室の使用, 多目的教室 B は, 地元施設に隣接して配置
		1 室	(イ) 131.20 m ²	
		2 室	(ウ) 98.40 m ²	
		3 室	(エ) 32.80 m ²	
チ	校長室	1 室	65.60 m ²	職員室に隣接して配置
ツ	同窓会・資料室	1 室	32.80 m ²	応接機能の確保
テ	職員室 (ア) 事務エリア (イ) 普通科職員エリア (ウ) 音楽科職員エリア (エ) 音楽教材作成室 (オ) 打合せラウンジ	1 室	(ア) 32.80 m ² (イ) 65.60 m ² (ウ) 32.80 m ² (エ) 32.80 m ² (オ) 16.40 m ² 合計 180.40 m ²	事務受付カウンター設置, 音楽教材作成室は, 職員室内又は隣接し, 防音(遮音)性能を確保
ト	教員準備室 (音楽科準備室)	1 室	32.80 m ²	音楽教科準備, ピアノ設置, 防音(遮音)性能確保
ナ	印刷室	1 室	16.40 m ²	印刷, 製本, 印刷物一時保管
ニ	非常勤講師控室	1 室	32.80 m ²	音楽科非常勤講師控室
ヌ	職員会議室	1 室	65.60 m ²	最大 36 人の会議
ネ	放送室	1 室	6 m ²	校内放送設備
ノ	更衣室	2 室	8 m ²	男女別

ハ	休養室	2室	8 m ²	男女別
ヒ	給湯室	1室	4 m ²	給湯器, 流し, やかん棚等
フ	倉庫 (1/4 教室程度)	適宜	16.40 m ²	各階 1 以上配置
ヘ	(ア) レッスン室 A	4室	(ア) 65.60 m ²	ピアノ, 弦楽器, 管楽器, 声楽等 のレッスンに使用 レッスン室 B は, 有効幅 4m 以 上を確保 (ピア ノ配置)
	(イ) レッスン室 B	20室	(イ) 32.80 m ²	
	(ウ) 打楽器レッスン室	1室	(ウ) 65.60 m ²	
ホ	(ア) ソルフェージュ室 A	1室	(ア) 130 m ²	最大約 120 人の 授業, 少年合唱 団, 子どもの音 楽教室の使用
	(イ) ソルフェージュ室 B	3室	(イ) 90 m ²	最大約 80 人, 少 年合唱団, 子ど もの音楽教室の 使用
マ	(ア) 舞台 プロセニウム形式	1室	132 m ²	演劇, 公演, 式典, 音楽演奏等の多 目的に使用
	(イ) アリーナ	1室	528 m ²	短辺 22m, 長辺 24 m, バレーボール コート (正規 1 面), 天井高さ 7m 以上
	(ウ) 移動観覧席収納室	1室	46 m ²	壁面収納式移動 観覧席 300 席以上 及び収納
	(エ) 倉庫	1室	30 m ²	体育備品倉庫
	(オ) 管理室	1室	10 m ²	使用時管理室
	(カ) 更衣室	2室	12 m ²	男女別
	(キ) 便所	2室	12 m ²	男女別
	(ク) 多目的便所	1室	6 m ²	車いす対応

ミ その他 (ア) 昇降口及び玄関 (イ) 階段, 廊下, 便所(多目的 便所含む。)等 (ウ) 昇降機(エレベータ等)	適宜	施設計画に おいて適切 に配置	昇降口(二足制) のため, 生徒, 教職員等の下足 箱(約 230 人)を 設置
ム 共用部 (ア) 駐車場, 駐輪場 (イ) 電気室, 機械室他	適宜	施設計画に おいて適切 に配置	生徒用駐輪場 30 台程度, 駐車場 台数は, 付置義 務台数と駐車ス ペースで 20 台を 確保

(4) 各諸室の要求水準

ア 前項(3)に記載する各諸室の備付け家具や材質, 性能等の留意点等については, 「別紙資料 17」に記載していますので, 諸室の計画に当たっては, それぞれの内容を基本とします。

イ 諸室等の要求水準は, 「別紙資料 17」以外にも, それぞれに関する項目について記載しているので留意してください。

(5) 各諸室の家具等

音楽高校の各諸室で整備する什器及び備品(造り付け家具等)の要求水準については, 「別紙資料 18」に記載する内容を基本とします。

3 少年合唱団及び子どもの音楽教室の諸室

少年合唱団及び子どもの音楽教室の諸室は音楽高校の諸室とし, それぞれの活動は, 音楽高校のレッスン室等を共用します。そのため, 音楽高校の教育活動とそれぞれの動線が, できるかぎり交錯しないように, 十分配慮するものとします。

(1) 少年合唱団の諸室

ア 諸室の内訳

室名	室数	1室 面積	備考
(ア) 事務室(会議室)	1室	32.80 m ²	給湯設備(ミニキッチン), 窓下 固定棚, 1壁面に収納棚を設置
(イ) 団員室	1室	32.80 m ²	1壁面に収納固定棚設置

イ 諸室の要件

事務室及び団員室は, 隣接して設置するものとし, 入り口はそれぞれ確保するものとしませんが, 内部で, 相互に出入りできるものとしします。

(2) 子どもの音楽教室の諸室

ア 諸室の内訳

室名	室数	1室面積	備考
(ア) 事務室(会議室)	1室	32.80 m ²	給湯設備(ミニキッチン流し), 窓下固定棚及び1壁面に収納棚 を設置
(イ) 控室	1室	32.80 m ²	控室及び作業スペース

イ 諸室の要件

- (ア) 事務室及び団員室は、隣接して設置するものとし、入り口はそれぞれ確保するものとしますが、内部で、相互に出入りができるものとする。
- (イ) 控室は、作業スペースと控室のスペースを区画すること。

(3) 音楽高校の施設の活用

ア 少年合唱団及び子どもの音楽教室の活動については、音楽高校のレッスン室やソルフェージュ室、音楽ホール、また体育館及び多目的教室等を利用して行います。

イ 諸室の利用

- (ア) 通常の場合、主に音楽高校のソルフェージュ室及び多目的教室を利用するものとする。
- (イ) その他、人数や活動内容により、体育館、音楽ホールを使用するものとする。
- (ウ) 利用する諸室の音響性能については、要求水準に示す音楽高校の諸室の要求を満たすこと。
- なお、具体的な少年合唱団及び子どもの音楽教室の授業時間や内容等については、ホームページ等(前掲)を参考にすること。

(4) 少年合唱団及び子どもの音楽教室の昇降口

ア それぞれの事務室及び音楽高校の諸室を利用する際には、原則、音楽高校の昇降口とは別(又は、音楽高校の昇降口と区画)に二足制のための昇降口を設けるものとします。

イ それぞれの利用日以外については、音楽高校での行事等により、保護者等が来校した際の昇降口としても利用できるように配慮するものとします。

ウ 少年合唱団及び子どもの音楽教室の子ども、関係者等の合計人数は、約380人となりますが、関係者等を対象として計画するものとし、下足箱数については、100足以上を設置するものとします。

エ 昇降口については、音楽高校昇降口と交錯しないように、また音楽高校の管理諸室等と区画するように配慮するものとします。

4 音楽ホール

(1) 求められる機能

ア 音楽高校の音楽教育の場、また、生徒たちの自習や練習及び演奏会場とし

て、優れた音響性能を有するものとします。

イ 少年合唱団及び子どもの音楽教室の練習や演奏会場としても、利用者に配慮した機能性を有するものとします。

ウ 芸術大学音楽学部や市民利用による音楽演奏の場として、また市民の音楽鑑賞の場としても十分な機能を有するものとします。

(2) 配置計画の要件

ア 配置計画

(ア) 音楽ホールの配置に当たっては、人と楽器等の搬出入車両の動線、また観客と出演者の動線を分離する計画とすること。

(イ) 開演前、終演後の、一時的な観客等の混雑緩和、安全性を高めるため、音楽ホールへのアプローチ空間にゆとりをもたせること。

イ 防音及び遮音計画

(ア) 事業敷地下を通過する市営地下鉄をはじめ周辺道路の通行車両等からの騒音や振動を遮断できるよう、伝播経路及び建物内部で対策すること。

(イ) 音楽ホールに隣接する諸室それぞれの防音及び遮音対策を講じること。

(ウ) 体育館の壁や床等が音楽ホールに隣接して配置する場合には、体育館での音楽演奏、体育活動等による騒音、振動が音楽ホールに伝播しないように、また音楽ホールの音響性能に影響を与えないように構造や配置等に十分な配慮をすること。

(3) 音楽ホールの計画

ア 静けさと良い響きを前提とし、音響性能に優れ、奏者及び観客がともに満足感が得られるものとします。

イ 構造及び形態は、主にクラシック音楽の独奏・独唱からアンサンブル、オーケストラまでの演奏形態に対応する音響性能を有するものとし、また、明瞭な放送設備等も備えるものとします。

ウ 観客と奏者がそれぞれのゾーニングを明確にしつつ、客席と舞台とでお互いに一体感をもち、時間と空間を共有する場であり、それぞれがときめきと気持ちの高揚が高められるよう、計画するものとします。

エ 観客、楽器等をもった奏者が、スムーズに移動できるようにスロープやエレベータ等を効率よく配置すること。

(4) 音響計画

ア 静けさ

ノイズクライテリアの設計目標値を NC20、達成値を NC25 とする。

イ 良い音

客席の音圧分布が、ばらつかない（偏差 5dB 以内）ものとする。

ウ 良い響き

空間量を確保し、500Hz の音で残響時間（音源停止後、音のエネルギーが

定常状態の 100 万分の 1 に減衰するまでの時間) 1.5～1.8 秒(範囲)を設計目標とする。

なお、満席時と空席時との残響時間に差が生じないように、可変装置や音楽ホール内の仕上、いす等にも十分配慮すること。

エ 遮音及び防音

(ア) 遮音等級 D-60, 騒音等級 N-30 を確保すること。

(イ) 他室からの透過音は暗騒音にまぎれて聞こえないレベルまで、他室への透過音は電気拡声による大音量発生も想定し、若干聞こえるレベルまで、それぞれを低減させること。

(5) 音響性能

ア 音楽高校の使用は、独唱からピアノ・管弦楽器の独奏、アンサンブル、オーケストラまでの多様な演奏形態を想定しているものであり、それぞれの演奏形態に適した音場となるように配慮すること。

イ 奏者の舞台上での演奏音源にずれが生じないように、側壁には拡散体の設置、また舞台中央から適切な反射音が得られるよう、舞台の後壁や側壁の位置及び角度等が調整可能なようにすること。

ウ 客席では、残響時間(満席時の中音域)及び舞台に近い中央座席及び後部で壁に近い座席での初期反射音の遅れ時間に適切な設定を行うこと。

エ 客席での相対聴取音圧レベルが、各座席において、ばらつきがなく一定の範囲内となるよう、側壁からの反射音が有効に客席に供給されること。

オ 残響時間の測定方法については、ISO 3382 の規定によるインパルス応答から残響時間を算出すること。

カ 室内音響の評価として、インパルス応答から算出される指標のうち両耳間相互相関係数(IACC)にも十分配慮(できるだけ小さく)すること。

(6) 音響上の目標数値等の一覧

音響上の特性		音響上の数値
ア 残響	中域残響時間(500Hz)	1.5 秒～1.8 秒
	低域残響時間(125Hz)	1.5 秒～1.8 秒
イ 反射	初期反射遅れ時間	< 0.2 秒
	クラリティ(明瞭度)	< ±2.0dB
ウ 音圧	相対音圧レベル	2.0～5.0dB
	許容騒音レベル	< 20NC
エ 拡散	初期両耳相関	< 0.35
	後部両耳相関	< 0.10
	散乱係数(4KHz)	-1.0dB
オ ステージ	自楽器音	< -13dB
	他楽器音	< -12dB

(7) 音響性能の確認

ア 音楽ホールの計画は、コンピュータによる音場シミュレーション等を利用し、適切な室内形状についての検討、また、十分な検証を行うこと。

イ 音場シミュレーション等に基づく基本設計の実施、施工中又は完成後の性能検証等を実施し、要求される水準以上であることを確認し、その結果について市の確認等を受けること。

(8) 音楽ホールの諸室

音楽ホールとして整備する諸室は次のとおりです。

教室等	室数	1室面積	備考
ア ロビー (エントランス)	1室	70 m ²	音楽ホール単独のロビー(エントランス)として設置すること。
イ ホワイエ	1室	230 m ²	アンサンブル等の小規模な音楽会の開催、絵画等の展示会の開催も可能なものとする。
ウ 客席及び舞台	1室	510 m ²	客席は300席以上(車いす2席程度を含む。)とする。
エ 事務室・カウンター	1室	25 m ²	ホワイエに面し、事務室、レセプションカウンターを設置すること。
オ 観客用便所(男性)	1室	35 m ²	多目的便所を含み、客席数に応じた便器数を設置すること。
カ 観客用便所(女性)	1室	54 m ²	多目的便所を含み、客席数に応じた便器数を設置すること。
キ 楽屋	2室	30 m ²	男女各1室、それぞれに楽屋鏡、姿見、手洗いを設置すること。
ク 楽屋ロビー	1室	110 m ²	オーケストラ演奏の出演者、舞台への出演待ちスペースとする。
ケ 楽屋用便所	2室	6 m ²	楽屋に隣接して設置すること。
コ 調光及び音響調整室	1室	50 m ²	使用者が容易に操作できるよう配慮し、スタッフスペース(2人程度)を確保すること。

サ 湯沸室	1 室	4 m ²	ユニット流しを設置すること。
シ 更衣室	2 室	8 m ²	ロッカー(各室 8 台程度)を備えること。
ス ピアノ收藏庫	1 室	54 m ²	温度及び湿度管理機能を備え、ピアノ 3 台、チェンバロ 1 台、チェレスター 1 台、チャーチオルガン 1 台が収納することができるものとする。扉については、ピアノの搬出入が可能なものとする。
セ 楽器收藏庫	1 室	40 m ²	温度及び湿度管理機能を備え、備品の大型弦楽器、管楽器等を収納することができるものとする。
ソ 打楽器收藏庫	1 室	40 m ²	温度及び湿度管理機能を備え、打楽器を収納することができるものとする。扉については、ティンパニーの搬出入が可能なものとする。
タ 倉庫	1 室	50 m ²	譜面台 80 台、いす(80 脚)、反響板 10 台、可動ステージ等を収納することができるものとする。
チ 人荷用エレベータ	適宜		大型楽器、その他楽器を容易に垂直に移動させることができるものとする。
ツ 楽器搬入口	1 室		楽器等の搬出入の専用入り口を設置(4t 車ロングボディ)すること。

(7) エントランス、ロビー及びホワイエ

ア 音楽ホールへ観客を導入する空間として、エントランス、ロビー、ホワイエを構成すること。

イ ホワイエについては、開演、終演及び休憩時に多くの人々が入り出するため、ホールの客席数に応じたゆとりあるスペースとすること。

ウ ロビー及びホワイエは、仕上げ材、照明(光の演出)やアートワーク(美術鑑賞スペースとしても機能)、また小規模コンサートが開催できるなどの演出効果を高めること。

(8) 観客用トイレ

ア 便器の個数については、「衛生器具の適正個数に関する調査研究報告書（空気調和・衛生工学会）」等を参考として、客席数に応じた適切な規模、個数とすること。

(参考)

評価尺度	男子			女子	
	大便器	小便器	洗面器	便器	洗面器
レベル 1	3	5	3	10	5

イ 女性用トイレのブース数を多く設定し、開演前等の混雑が避けられるようにするものとします。

(9) 客席の要件

客席数は、300 席以上(固定席)とし、舞台での演目に応じて、客席前列が着脱でき、舞台面積の拡張可能なものとします。

ア 客席は段床に固定いす席を設けたワンスロープ形式とし、千鳥配置にする等、各席から舞台が見えるようにします。

イ 客席の座席間隔は、ゆとりのある配置(横幅 50cm 以上、前後幅 95cm 以上を目途)とします。

ウ 非常時に観客を安全に客席から外部へ避難させるため、客席の前後幅、横並びの席数、通路幅、またホールへの扉の幅、配置箇所に配慮するものとします。

エ 座席部分の床は、観客の移動に支障がなく、騒音の発生が生じないようにするものとします。

オ 客席は、座り心地や耐久性に配慮した仕様とし、材質は室内音響への影響、残響時間等を考慮したものとします。

カ 車いす専用のスペース(2 席以上)を避難経路を考慮した場所(中通路及び最後部等)に配置し、また介助者がいる場合は、一緒に鑑賞することができるようにするものとします。

キ 聴覚の不自由な人も演奏が楽しめるよう、ヘッドホン増幅器を取り付ける端子付きの座席を数席用意するなどの工夫を行うものとします。

ク 間接照明を取り入れるなど、落ち着いた雰囲気レイアウトとします。

(10) 舞台機構の要件

舞台と客席の構成については、一体の空間となるようオープンステージ形式とし、舞台の位置は、エンドステージとします。

ア 舞台形式

(ア) プロセニウムを設置しないオープンな形式とすること。

(イ) 演奏者を囲む天井、正面及び側面には十分な音響反射板等により適切な反射面を確保し、演奏者のための音響効果に配慮すること。

イ 舞台面積

(ア) 演奏形態に応じて、大編成の際には、平土間形式の舞台とし、中編成の場合にはせり上がり方式になるなど、多様な演奏形態に対応できる提案もよいものとする。

(イ) ステージ後方にせりを設ける場合は、2段とし、1段当たりの幅は、ティンパニー8台程度が据え付けられる幅を確保すること。

(ウ) 舞台の大きさは、オーケストラの4管16型の編成が確保できる140㎡以上の面積とすること。

(エ) 音楽高校の全生徒の演奏(オーケストラ及び合唱)に備えて、50㎡程度の特設舞台が拡張(例えば、客席の一部を外し、平土間形式として拡張等が可能)できること。

ウ 舞台の機能

(ア) 舞台と客席までの距離が遠く、観客と演奏者との一体感、また演奏者も自分が発する音が十分に伝わらない不安感を生じることがないように、各演奏に合わせた適切な舞台(演奏)空間となるような工夫をすること。

(イ) 舞台の床材、根太については、演奏者の動作等により、ハレーションが起きないように、また快適な演奏ができるよう形状等にも配慮すること。

エ 特設舞台

(ア) 特設舞台を設置する場合は、舞台前部に仮設の舞台として増設するものとしている。

(イ) 仮設舞台の耐荷重は、3500N/㎡以上とすること。

オ 舞台の出待

(ア) 舞台の上手及び下手それぞれに、十分な出待スペースを確保すること。

(イ) 出待ちスペースからの舞台出入口(扉等)は、反射板と一体となるようなデザインの配慮をすること。

(ウ) 車いす利用者が客席側又は出待ちスペースから舞台へ移動できるよう、動線の構造及び設備について配慮すること。

(11) 舞台照明

ア 調光設備については、安全性重視のためのインテリジェント機能(漏電及び高熱検出等)をもった調光装置(パッチ機能付)とし、持込機材にも対応できるように仮設用の電源盤を舞台裏に設けるものとします。

イ 各負荷設備は、種々の舞台利用演目に十分対応できる設備とします。

ウ 照明器具は、照射熱を極力低減し、点灯及び消灯時のきしみを低減した耐久性のある器具とします。

エ シーリングライトは、客席上部に設置してもよいものとします。

オ 具体的な仕様については、次を参考に提案するものとします。

(ア) 調光盤 3φ4W, 150kVA

(イ) 調光操作卓 2段プリセットフェーダ×40回路(メモリーDMX卓)

(ウ) 天井反射板埋め込みライト 500W×40台, 10灯×4列(スポットライト機能付)

- (エ) フロアコンセント回路 C型 20A コンセント×4ヶ口, 4セット(器具共)
- (オ) シーリングライト C型 20A コンセント×24ヶ口, 1セット(器具共)
- (カ) 仮設電源盤 1φ3W, 40kVA, 2セット

(12) 吊物機構

計画に当たっては、舞台技術専門家等とも共同して、適切な計画を行うもの
とします。

ア 美術バトンは電動昇降式とし、3セット以上設置するものとしします。

イ 照明等、演奏形態に応じた適切な機構を計画するものとしします。

(13) 音響機器

音響機器は、更新及びメンテナンスが容易で、ランニングコストをおさえた
計画とします。特に、録音装置については、アナログをデジタル信号に変換し、
マルチトラックレコーダーから MD, CD, DAT 等に作成可能なものとしします。

なお、具体的な仕様については、次を参考に提案するものとしします。

ア 音響機器(録音機器) モノラル×24ch, ステレオ×4ch, マトリックス出力
×8ch

イ 入出力パッチ架 マイク, 映像, スピーカ, コンセント等回線

ウ 電力増幅架

エ ワイヤレスマイク設備 B型, ワイヤレスマイク 4本, 受信機, 混合分配器

オ 3点つりマイク設備 電動型, プリセットメモリー付

カ スピーカ メイン(移動 4, 重低音 2, はねかえり 4), 楽屋, ロビー, ホワ
イエ

キ コンセント盤 上手そで, 下手そで

ク エアーモニターマイク マイク, 回線

ケ インターカム装置 2ch, メイン, リモート他

コ マイクロフォン ダイナミック 8, コンデンサ 4, 影アナウンス用カフ BOX,
マイクスタンド類

サ 録音装置 DVD オーディオレコーダ(HDD 内蔵)

シ 録音編集装置 DVD オーディオ編集装置(PC 可)

ス 接続ケーブル類

セ 仮設用電源盤 1φ3W, 30KVA

(14) 調光室及び音響調整室

ア 調光室及び音響調整室については、舞台に正対させ、舞台が見える位置に
配置し、音響調整室を独立させる場合には窓を設けて生演奏の音を確認でき
るよう配慮するものとしします。

イ 調光室及び音響調整室については、防音性(遮音性)を確保し、機器の操作
がわかりやすく、また利用しやすいように配置計画を行うものとしします。

(15) 付属諸室

ア 楽屋は、楽屋 1 及び 2 の 2 室とします。

イ ピアノ庫等の楽器倉庫は、ピアノの搬出入がしやすい位置、扉の間口とします。

ウ ピアノ、楽器及び打楽器収蔵庫の温度及び湿度管理

(ア) 収蔵庫の温度及び湿度について

温度及び湿度については、次により管理するものとし、適切な湿度を維持するため必要に応じて除湿又は加湿設備を設けること。

室名	夏期		冬期	
	温度℃	湿度%	温度℃	湿度%
楽器等収蔵庫	22±1.5	55±5	22±1.5	55±5

(イ) 温度及び湿度の管理について

温度及び湿度管理は、24 時間管理を原則とし、適切な温度及び湿度記録計により、最長 30 日間までの記録を保存し、事業者モニタリングに活用するとともに、履歴記録を市に提示できるようにすること。

(16) その他

ア 音楽高校教室等から音楽ホールの舞台側への専用出入口を設けるものとします。

イ 音楽高校教室等から舞台への楽器等の搬出入動線にも配慮した計画とするものとします。

なお、搬出入口には遮音性に配慮し、楽器等の運搬に支障のない大型扉を設けるものとします。

ウ 楽器搬出入口のスペースは、4 トントラックの入庫が可能な区画(付置義務駐車台数のうち台数とすることは可)を確保するものとします。

エ 楽器搬出入口のスペースは、楽器搬出入に使用する人荷用エレベータとは、スムーズな動線を確保するものとします。

オ 舞台と調光及び音響調整室、楽屋等の諸室との間で、インターカムや楽屋呼出し装置等を設置し、インフォメーション及びコミュニケーション機能の充実を図るものとします。

カ 各諸室のドアは、防音(遮音)の必要から通常のドアより重い場合があるため、開閉時のドアストッパーには安全で適切なものを用意するものとします。

5 芸術大学サテライト施設(ギャラリー機能)

芸術大学のサテライト施設として、その機能を十分に発揮するものとします。

(1) サテライト施設の機能

ア 芸術大学が主催する美術作品の鑑賞の場として、静寂さ、雰囲気があり、美術作品を展示する機能に優れたものとします。

イ 展示室 A については、美術作品の展示機能と芸術大学が市民等を対象とした講座等の開催ができる機能を確保するものとします。

ウ 運営(物品販売等を含む。)については、芸術大学において適切な運営者を選定するものとしており、事業者の業務には含まれません。

エ 周辺道路を行きかう人々が、興味をもち、気兼ねなく、絵画等の展示品を鑑賞できる雰囲気のあるものとしします。

(2) 諸室と内容

サテライト施設として整備する諸室は次のとおりです。

諸室名	室数	1室面積	備考(使い方及び特記事項)
ア エントランスホール	1室	30 m ²	展示室へ誘導する雰囲気があり、開放型ギャラリーと連携する位置とすること。
イ 展示室 A	1室	100 m ²	温度及び湿度の管理が可能で、通常は展示室として使用し、必要に応じて講義室としても使用する。
ウ 展示室 B	適宜	250 m ²	一定の面積を確保し、温度及び湿度の管理が可能な専用の展示室とする。
エ 事務室及び販売用カウンター	1室	20 m ²	事務、物品販売用カウンター及び来館受付窓口を兼ねるものとする。
オ 会議室(講師控室)	1室	8 m ²	講師控室兼用、事務室に接して設置すること。
カ 倉庫 1	1室	20 m ²	可動式展示パネル、講義室使用のいす(120脚程度)を収納する。
キ 倉庫 2	1室	40 m ²	展示品の一時置場、荷捌き室と隣接すること。
ク 荷捌き室	1室	10 m ²	倉庫 2 と同室としてもよいものとする。
ケ 一時保管庫	1室	30 m ²	展示作品の一時保管、収納が可能で温度及び湿度の管理機能があること。
コ 排水室	1室	4 m ²	絵画等の製作及び修復等の作業用の排水室を設置すること。
サ 便所	適宜		男女別に設け、車いす対応可能な便所とすること。
シ その他			階段、電気室、機械室、搬出入口等

(3) 展示室の要件

ア 展示室の構成

- (ア) 展示室は展示パネルの移動により、2分割できるなど様々な利用形態にフレキシブルに対応可能であるものとする。
- (イ) 展示室 A , B の4つの壁面には、額縁等(少なくとも100号程度)の重量に耐えられるピクチャーレールを設置すること。
- (ウ) 美術品保護のために自然光(紫外線)をできるかぎり排除すること。
- (エ) 展示室 A については、いす(スタッキングチェア)を配置することにより、市民等を対象とした講座等が開催できるようにすること。
- (オ) 展示室 B を2階以上に分散して配置する場合には、全体として所要の面積を確保するものとし、鑑賞者の動線に配慮して計画すること。
- (カ) 美術作品や展示品の保護に適した温度及び湿度の管理が可能な空調設備を計画すること。

イ 展示室の床及び内空等

- (ア) 床の設計荷重は、 $5000\text{N}/\text{m}^2$ と余裕のある設計荷重を設定すること。
- (イ) 床材については、静寂な中で、作品鑑賞ができるように配慮すること。
- (ウ) 出入口の間口及び高さは、3m以上とし、展示物がスムーズに移動できるものとする。
- (エ) 作品展示のため、床から天井までの高さは、できるかぎり3.5m以上を確保すること。
- (オ) 2階以上に展示室を配置する場合については、できるかぎり3.0m以上を確保すること。ただし、1階からの美術品の搬出入、鑑賞者の移動等にも配慮して、昇降機等を設けること。

(4) 荷捌き室

荷捌き室に接続する搬出入口は、4t積美術品専用コンテナ車が入庫可能な規模とし、搬入及び搬出の際に天候の影響を受けないように、庇等を設けるなどの配慮をするものとします。

(5) エントランスホール

ア 自然光を取り込んだ明るいロビーとするなど、展示室への導入部分として来館者が入りやすい雰囲気 연출するものとします。

イ 絵画等の展示やポスター展示等のため、壁面(2面)には、ピクチャーレールを目立たないように設置するものとします。

(6) 事務室及び販売用カウンター

ア 事務室に併せて物品販売用のカウンタースペースを設置するものとします。

イ 事務室には、ユニット流し台(混合栓)、壁面収納棚(床から天井までの一体型、奥行40cm程度)を設置するものとします。

(7) 会議室

講座開催の時の講師等の控室を兼ねるものとし、壁面(1面)には、ピクチャーレールを目立たないように設置するものとします。

(8) 倉庫 1, 2

壁面 1 面に収納棚(開放型, 奥行 40cm 程度, 美術品の形状に対応)を設置するものとします。

(9) 設備の要件

ア 照明設備

(ア) 展示室は多種多様な美術品の展示に対応できるよう、ベース照明, 展示用照明を行い, 照度を確保しながら光源が視覚に入らないように配慮すること。

(イ) 展示用照明は, 配線ダクトを配し適切な位置にスポットライトの設置が可能(天井グリッドの配置等)なようにするものとします。また, 展示室 A は, 講義室としても利用することに留意して照明計画を行うこと。

(ロ) 展示用照明は, 紫外線や熱線を遮断するフィルターを取り付ける等の配慮をするものとし, 展示室内には, 間接照明等を設置すること。

(ハ) 室内照度は, 日本絵画では 100 ルクス, 浮世絵版画では 50 ルクス, 水彩画やデッサンでは 80 ルクスを基準とし, 調光可能な照明計画とすること。

イ 音響設備

展示室 A は, 単独の放送設備(講義時の拡声設備等)を設置し, またプロジェクター(別途)が利用可能なように AV 端子を設置するものとします。

ウ 情報通信設備

(ア) 事務室及びエントランスには, 美術展の開催や美術作品などの情報(デジタルアーカイブ等)を動画や静止画での検索, ホームページを通じて一般利用者に広く情報公開することを想定し, 情報通信網の導入に対応できるよう, 必要な LAN 配線を行うこと。

(イ) 表示モニターや検索機能等は, エントランス内に設置するものとし, 情報コンテンツに関する操作及び管理は事務室から可能なものとする。

エ 給排水及び衛生設備

(ア) 展示作品である絵画等の製作及び修復等の作業に備えて, 適切な排水処理ができるように便所等に併設して排水室を設け, 給排水設備(給水については, 混合栓)を設置すること

(イ) 修復等の作業は, 日本画, 油画及びデザイン画を対象としたものであり, 陶磁器, 漆工及び染織等については, 修復等の作業対象としていない。

(ロ) 便所については, 汚れにくい衛生陶器, 節水機能のある機器設備を導入し, 洋式便器(温水洗浄便座), ペーパーホルダー等の付帯設備を設置すること。

なお, 便所(各階, 男性用小 1, 大 1, 女性用大 2 程度)については, 車

いすでの使用が可能なものし、手すり等を設置すること。

- (エ) 洗面台については、シンク、鏡、棚及び照明等を設置し、給水栓は自動センサーとすること。

オ 空調設備

ギャラリーについては、倉庫 1 を除き、空調設備を導入するものとしませんが、特に展示室 A・B 及び一時保管庫の空調設備については、次のとおりとします。

- (ア) 展示室及び一時保管庫については、特に温度及び湿度を一定に保つために空調を行うものとし、絵画に気流が当たらないなどの適切な空調方式を提案すること。
- (イ) 一時保管庫については、庫内及び庫外の二重空調が可能となるように計画するものとし、一時保管庫の供用日までに、からし運転を十分に行っておくものとする。
- (ウ) 展示室及び一時保管庫の温度及び湿度条件は、次の基準により、制御、管理すること。

諸室名	夏期		冬期	
	温度℃	湿度%	温度℃	湿度%
展示室 A, B	24±1.5	55±5	22±1.5	55±5
一時保管庫	22±1.5	55±5	22±1.5	55±5

- (エ) 展示室、一時保管庫の空調系統の稼働スイッチ及び温度及び湿度設定は、個別を原則とし、可動状況を事務室で確認及び稼働操作が可能なようにし、温度及び湿度についての記録が保存できるようにすること。
- (オ) 停電や空調設備等の故障など不測の事態においても美術品への影響を最小限に留めるよう配慮すること。
- (カ) 室外機の設置位置についての検討を行い、室外に配置する場合は、景観に十分配慮したものとすること。

カ 監視カメラ(モニター)設備

エントランス、展示室への出入りの様子が確認できるように個人のプライバシーを尊重して、カメラを設置し、モニターが可能なようにします。

キ 防災設備

- (ア) 展示室及び一時保管庫については、展示作品等に損傷を与えない消火設備及び機器を導入すること。
- (イ) 来館者の安全を確保するため、自動火災報知設備、非常照明灯等の消防法に規定される必要な設備を設置すること。

ク その他各諸室の設備に関しては、「別紙資料 19」のとおりとします。

6 開放型ギャラリー

本市には、日本最初の画学校として創設された歴史と伝統を引き継いだ日本唯一の美術単独高校の銅駝美工をはじめ美術系学科を有する大学が多く設置されており、開放型ギャラリーは、美術系の生徒、学生等の作品発表や地域の伝統工芸

品展示の場として、また多目的な活用を図るものとしています。

(1) ギャラリーの機能

ア 開放型ギャラリーは、芸術大学サテライト施設が閉館時には芸術大学サテライト施設に立ち入れない独立性を保ちながらも、同時に美術品の展示開催を行う場合には、来館者が容易に双方とも鑑賞できるように一体的な計画を行うものとしします。

イ 沿道特別商業地区で、シンボルロードでもある御池通の賑わいの創出に寄与できるように、ギャラリー機能だけではなく、他の催物等や用途の変化にも対応できるように、区画内に給排水設備、電気、ガス設備等を整備するものとしします。

(2) ギャラリーの要件

ア 展示する作品のテーマや内容に応じた展示実施が可能で、展示室の中だけで作品を鑑賞するだけでなく、ギャラリーの底下の壁面を有効に活用した回廊的空間スペースも整備するものとしします。

イ 居心地の良い雰囲気を醸し出し、また、身近に美術作品を楽しめる空間としします。

ウ 展示作品の出展規模等に配慮して、展示部分と非展示部分とができるかぎり区画可能となるよう計画するものとしします。

エ 2階部分に展示室を配置する場合については、床から天井までの高さは3.0m程度を確保するものとしします。ただし、1階からの美術品の搬出入、鑑賞者の移動等が可能なように昇降機等を設けるものとしします。

(3) 展示作品等の例

彫刻、漆芸、陶芸、ファッションアート、日本画、洋画、デザイン、染織等の作品や伝統産業に関連する物品の展示を想定しています。

(4) ギャラリーの諸室

諸室名	面積	備考
ア ギャラリー	400 m ²	(ア) 建物内空間、共用部等を積極的に活用し、展示に適したスペースとすること。 (イ) ピクチャーレールを、適宜、設置すること。
イ フリースペース	150 m ²	ギャラリー機能、またその他催物等に対応する機能的なスペースとすること。
ウ 事務室	22 m ²	(ア) 物品等の販売が可能なカウンターを確保すること。 (イ) 区画内に、流し(キッチン)等を設置すること。

エ 倉庫	16 m ²	作品の一時保管や物品の倉庫とする。
オ 便所	適宜	男女別(多目的便所を含む。)
カ 休息コーナー	適宜	ギャラリー内に適宜設置
キ その他		階段, 電気室, 機械室等

(5) 展示照明

ベース照明, 展示照明を適切に計画するとともに, 適宜, 配線ダクト, コンセント等を配し, 適切に展示照明が行えるように計画するものとします。

(6) 空調設備

ア ギャラリー(室内)には, 空調設備を設置するものとし, 一定の区画ごとに空調機器の制御, 操作できるようにするものとします。

イ 空調機器の稼働状況の確認及び空調設備のスイッチの点滅は, 事務室又は一元的に管理ができるようにするものとします。

なお, 倉庫の空調設備については, 芸術大学のギャラリーの展示室, 一時保管庫の温度及び湿度の基準を参考にして, 快適な室内環境を計画するものとします。

ウ 室外機の設置位置についての検討を行い, 室外に配置する場合は, 景観に十分配慮したものとします。

(7) 給排水及び衛生設備

ア 便所については, 汚れにくい衛生陶器, 節水機能のある設備機器を導入し, 洋式便器(温水洗浄便座), ペーパーホルダー等の付帯設備を設置するものとします。

なお, 便所については, 車いすでの使用が可能なものとします。

イ 洗面台については, シンク, 鏡, 棚及び照明等を設置し, 給水栓は自動センサー方式とします。

ウ 地域の住民方々は, 堀川通や御池通で開催される行事等にも取り組んでおり, それらへの対応(飲食の提供等)もできるよう, 室内区画に換気, 給水, 排水及びガス設備等を整備するものとします。

(8) 電気設備等

ア 室内区画内に開閉器及び分電盤を取付け, 機能の変化に対応可能なものとします。

イ 電話及び情報設備が設置可能なように弱電設備にも配慮するものとします。

ウ 御池通に対しての外灯照明設備(ライトアップ等)を設けるものとします。

(9) 防災設備

来館者の安全を確保するため, 自動火災報知設備, 非常照明灯等を消防法及

び市消防署の指導により，必要な設備を設置するものとします。

7 地元施設

(1) 地元施設の機能

ア 自治活動の拠点施設

地域の福祉，環境，防犯，防災など地域の問題を解決し，地域住民の相互の連帯と親睦を図るため，町内会を単位として自治連合会(城巽自治連合会)が組織されており，これらの多様なコミュニティ活動を行う地域の集会施設(自治連合会会議室)として機能します。

イ 自衛的防災活動の拠点施設

地域住民により組織された消防分団(城巽消防分団)は，地域社会における消防・防災体制の中核として地域の防災対策や安全の確保，地域ぐるみの消防防災体制の確立を図るための重要な役割を果たしており，これらの活動拠点として機能します。

ウ 自治連合会会議室，消防分団詰所及び器具庫に必要な諸室は，次の(3)のとおりとしますが，諸室内の具体的なレイアウト等については，事業者の提案により，市及び施設の関係者(自治連合会及び消防分団)とで協議するものとします。

エ 各施設の光熱水費は各使用者が負担するため，計量区分を明確にできるように供給管の系統に配慮し，個別の計量メーターを設置するものとします。

オ 自治連合会会議室からの屋外運動場及び体育館への動線については，防火，防犯等のセキュリティに配慮し，音楽高校の施設内を経由せずに直接確保できるようにするものとします。ただし，個別の入り口やシャッター等を確保することにより，区分してもよいものとします。

(2) 地元施設に関する提案等について

ア 本事業における施設整備の計画に当たっては，地域の人々と平成 18 年 5 月から本年 10 月初旬まで，継続的に協議を行い，地元施設はもとより施設全体についての検討を重ね，地元施設に関する提案書「別紙資料 21」を作成しています。

イ 事業者は，本要求水準書及び提案書「別紙資料 21」を尊重し，施設配置計画を行うものとします。

(3) 諸室と内容

ア 地元施設の諸室としては，自治連合会会議室及びその他諸室と消防分団施設(消防分団詰所及び消防資機材器具庫)及びその他諸室を地元施設として計画するものとします。

イ 地元施設の諸室

地元施設の諸室は，次のとおりとします。

諸室名	室数	1室面積	備考
(ア) 自治連合会会議室	1	会議スペース(90)	会議室(約60人)の他、便所、倉庫(机、いすの収納)及び給湯室等を設置すること。
(イ) 消防分団詰所	1	会議スペース(33)	会議スペース、和室(4.5畳程度)、給湯室及び便所等を設置すること。
(ウ) 消防資機材器具庫	1	器具庫スペース(15)	消防分団詰所からの出入りが可能で、消防分団詰所に隣接して設置すること。

(4) 自治会会議室及び設備等

ア 会議室

- (ア) 地域の人々約60名(机20脚、1脚当たり3名程度)が、会議ができる広さ及び機能を確保すること。
- (イ) 適切な室内照明、空調設備及び換気設備を設置し、電気コンセントを適宜、設置すること。
- (ウ) 床材については、スリッパ若しくは素足で使用するため、清掃が容易で汚れが付き難い、防菌及び防カビ性能の高いカーペット系の仕上げ材とすること。
- (エ) 書類等の保管文書用の収納棚を設置すること。
- (オ) 壁面等を利用してホワイトボード(2.7m×1.2m程度)を設置すること。
- (カ) 電子複写機(コピー機)を設置(別途)しますので、専用コンセント(100V)を設置すること。

イ 便所、手洗及び洗面室

- (ア) 洋式便器(温水洗浄便座)、ペーパーホルダー等の付帯設備を設置するものとする。
- (イ) 衛生陶器は、汚れにくく、また節水機能のある機器設備を導入するものとする。
- (ウ) 便所については、車いすでの使用が可能なものとする。
- (エ) 洗面台については、シンク、鏡、棚及び照明等を設置し、給水栓は自動センサーとすること。

ウ 倉庫及び押入等

- (ア) 活動に必要な物品の保管、会議用机及びいす等の収納のため、倉庫及び物入れ(適宜)を設置すること。
- (イ) 倉庫については、壁面を利用して棚(3段程度)を設けること。

エ 湯沸かし室

- (ア) 流し台(シンク, 調理台及びコンロ台)
- (イ) 湯沸器(熱源はガス又は電気でも可とします。)
- (ウ) ガスコンロ(電磁調理器でも可), 換気扇, つり戸棚
- (エ) 湯沸し室には, 別途, 地元が所有する冷蔵庫及び食器棚等を設置しますので, 設置に必要なスペースを確保し, また冷蔵庫用の専用コンセントを設置すること。

オ 玄関

- (ア) 下足箱(60 足程度)を設置し, 踏み込部分は, 清掃が容易で汚れにくい床材とし, 車いすの使用に対応できるよう段差を設けないこと。
- (イ) 玄関の外部には, 夜間の使用頻度が高いため, 玄関灯の設置及び雨よけの庇を設置すること。
- (ウ) 地域住民が施設を円滑に利用できるように, 諸施設, 電気設備及び衛生設備等を十分に配慮して設置すること。

カ 自治会会議室の備品等

名称	内容等	備考
(ア) 机及びいす	机(180 c m×45 c m)20 脚, いす 60 脚	会議用の机, 椅子
(イ) カーテン	窓用(ブラインドでも可)	屋内用
(ウ) テレビ用ハンガー	天井つり下げ式	アンテナ用配管を含む。

(5) 消防分団詰所及び設備等

ア 消防分団詰所

- (ア) 消防分団員約 20 名が, ロの字型(机 8 脚, 1 脚当たり 3 名程度)が, 会議及び災害時等の待機ができる広さ及び機能を確認すること。
- (イ) 室内照明, 空調設備, 換気扇及びテレビ端子等を設置し, 電気コンセントを適宜設置すること。
- (ウ) 床材については, 土足で使用するため, 傷つきにくく, また清掃が容易で汚れが目立たない床材とすること。
- (エ) 壁面収納
書類等の保管文書用の収納棚及びクローゼット, また収納棚の前面若しくは壁面等を利用して, ホワイトボード(予定表付き)を設置すること。
- (オ) 清掃用具庫
室内清掃用の掃除機等の用具を収納する用具庫を設置すること。
- (カ) 消防団詰所の出入口(玄関)の付近に, 緊急用自動車(幅 2.5m, 長さ 7m, 1 台分)が, 駐車できるスペースを確保すること。

イ 湯沸かし室

- (ア) 流し台(シンク, 調理台及びコンロ台)
- (イ) 湯沸器(熱源はガス又は電気でも可とします。)
- (ウ) ガスコンロ(電磁調理器でも可), 換気扇, つり戸棚

(エ) 湯沸し室には、別途、冷蔵庫及び食器棚を設置するので、設置に必要なスペースを確保し、冷蔵庫用のコンセントを設置すること。

ウ 便所、手洗及び洗面

(ア) 洋式便器(温水洗浄便座)、ペーパーホルダー等の付帯設備を設置すること。

(イ) 衛生陶器は、汚れにくく、また節水機能のある機器設備を導入すること。

(ウ) 排水、換気等に配慮し、衛生的で清掃が容易なものとする。

エ 和室

(ア) 和室の大きさは4畳半程度(約7.5㎡)の大きさとし、壁面側の一部(幅0.6m程度)にロッカーを配置する板間を設けること。

(イ) 和室の入り口手前に下足箱(6足程度)を設置すること。

(ウ) 室内照明、空調設備、換気扇及び電気コンセントを設置すること。

オ 消防ポンプ等資機材器具庫

(ア) 必要な面積

消防ポンプ及び災害時に必要となる資機材等の物品を保管、搬出をするため、間口約2m以上、面積約15㎡以上のスペースを確保すること。

(イ) 消防分団詰所から直接器具庫へ出入りができるようにすること。

(ウ) 資材収納棚

資機材等(20mホース等他)を収納するため、棚の奥行60cm程度、延長約8m程度(連続でなくても可)で、3段の前面開放の出し入れに不便でない棚を設置すること。

(エ) 資機材つり下げ用金具の設置等

資機材等(バール、スコップ等)をつり下げるため、壁面(約2m程度の幅)につり下げ用の金具を設置すること。

なお、消防資機材物品については、「別紙資料22」とおりとする。

(オ) 消防ポンプ等出入口

a 消防ポンプ(約1.5m×2m程度)及び資機材等の物品が、外部に搬出できるように、消防ポンプ等資機材器具庫の専用出入口を設置すること。

なお、出入口戸は、消防分団名を記載したシャッター(電動式又は手動式で開閉可能、間口約2m程度)を設置するものとし、シャッターの外側には照明灯を設置すること。

b シャッターの下部と床の隙間から、屋外からの雨水等の浸入などがないうよう、適切にシャッター前面に排水溝又は止水設備等を設置すること。

c 床については、消防ポンプ、重量物品等があるため、傷つきにくく、また清掃が容易で滑りにくい汚れが目立たない塗装系の床仕上げ材とすること。

カ 消防分団詰所及び消防ポンプ等資機材器具庫の備品等

名称	内容等	備考
(ア) 机及びいす	机(180cm×45cm)8脚、いす20脚	会議用

(イ) 姿見	全身用鏡 1 箇所	屋内
(ウ) カーテン	窓用(ブラインドでも可)	屋内
(エ) ピクチャーレール	表彰状等のつり下げ用	屋内
(オ) テレビハンガー	天井つり下げ式	屋内
(カ) ちょうちん用金物	つり用金具(フック)	屋内外
(キ) コンセント	屋外用防水型コンセント	提灯用他
(ク) 赤色灯	赤色丸型(センサー付き)	玄関屋外
(ケ) 銘板	消防分団名(15 c m × 60 c m)	玄関屋外
(コ) 掲示板(照明灯付)	防水型ボックス型(1.8m × 1.2m)	屋外
(サ) 垂れ幕金具	つり下げ金具(2 箇所)	屋外
(シ) 屋外照明灯	玄関灯(防水型, センサー付き)	屋外

8 屋外運動場及び付帯施設等

(1) 屋外運動場

ア 整備面積の規模

(ア) 屋外運動場の規模は、短辺 30m、長辺 47m以上の区画内に 1 周 100m (6 コース) 以上のトラックを確保すること。また直線 60mについては、区画外であっても直線が確保することができればよいものとする。

(イ) 地域の体育祭にも利用するため、観客や関係者が安全に参加、見学できるように、運動場周辺の建物の底下活用やテントスペースを確保するものとしします。

イ 整備内容

(ア) 表層等の仕上げ

表層の舗装仕上げ材については、防塵対策に優れ、雨天後に早期使用が可能で、ぬかるむことがない舗装仕上げとすること。

なお、表層等の舗装材の仕上げについては、次を参考にすること。

種別	仕上げ厚さ	備考
a 表層材	7 c m	<ul style="list-style-type: none"> 主材料を山砂(真砂土)とし、長期にわたって適度の固さと保水性を有する土質改良剤等を添加 霜や凍結を起こしにくく、ほこりが立ちにくいものとする。
b 基層材	10 c m	<ul style="list-style-type: none"> 砕石等の基層材を均一に転圧し、透水性のある(又は保水性のある)基層を仕上げる。
c 排水暗渠	排水暗渠及び透水層材の厚み	<ul style="list-style-type: none"> 浸透水の排水用に、排水用暗渠を適切な間隔で設置し排水すること。 基層材等でその効果が得られる場合は、提案によるものとする。

(イ) 雨水排水設備

- a 運動場の雨水排水のため、側溝等の排水設備を設けるものとします。
- b 側溝及び柵等については、利用に当たっての安全を確保するため、荷重に適切に対応する溝、柵蓋等を設置すること。

(ウ) 運動場の砂ぼこり防止のため、ホース等により散水可能な水道設備を設置すること。

(エ) 防球ネット等

建物の窓ガラスへの衝突等の安全性を確保するため、また、球技利用に伴う隣接地へのボールの飛び出しを防ぐため、耐衝撃性のある窓ガラス等や必要な高さの防球ネット等を設置すること。

(オ) トラック等の表示

球技コート(テニス及びバレー兼用2面)用の埋込ポスト及びトラックのライン表示用のポイントマークを設置するものとし、屋外運動場に白線表示する際に基準となる位置に安全なポイントマークを設置すること。

ウ 拡声設備

屋外運動場には、音響ソース機器を接続し、屋外運動用スピーカが拡声できるよう接続盤を設置するものとします。また、ワイヤレスマイク等の使用にもできるように対応すること。

エ 夜間照明設備

(ア) 地域の夜間利用のため、夜間照明設備を設置すること。

(イ) 照明照度の基準については、照明対象面積を 1,000 m²とし、照度の平均は 150LUX 以上とすること。

なお、周辺への拡散等による光害の防止に配慮すること。

(ウ) 夜間照明の点灯及び消灯後による飛翔虫の対策として、電撃殺虫器(最低1基)を設置すること。

(エ) 夜間照明等の点滅スイッチの位置については、夜間使用時に対応できる位置に設置すること。

(2) 屋外付帯設備

ア 一般照明設備

(ア) 建物周囲及び校地内は、防犯のため十分な照度を確保し照明灯を設置すること。

(イ) 施設のシンボル性の強調等を目的とした常夜灯の設置、あるいは建築物、前庭、樹木などのライトアップを可能にするなど景観上の配慮を行うこと。

(ウ) 屋外照明灯は、ボール等による照明器具の破損及び落下防止の処置を講じること。また、近隣へ配慮するため、必要に応じて非拡散性の光源など適切な器具の設置をすること。

(エ) 屋外照明灯については、自動点滅、タイマー設定等の制御が容易なものとし、省エネルギー型の器具を採用するなど、ランニングコストの低減に十分な配慮をすること。

(3) 屋外付帯施設

ア 屋外運動場の利用等に伴い、次の屋外施設等を設けるものとします。

屋外付帯施設名	室数	単位面積	計	備考
(ア) 多目的便所	1	6	6 m ²	車いす対応
(イ) 屋外便所	1	10	20 m ²	男女別
(ウ) 屋外倉庫	2	25	50 m ²	屋外運動場用の倉庫

イ 各施設には、照明、給排水設備を備え、下足で利用するものとしますから、汚れにくく衛生的で清掃が容易であるものとします。

ウ 多目的便所については、ユニバーサルデザインに基づいて、車いすの対応が可能であることはもとより、乳幼児から高齢者までが使いやすいものとします。

(4) 塀等の外構及び植栽

ア 外構の整備については、事業者の提案により整備するものとしますが、既存の門、柵及び塀等については、事業者により解体及び撤去するものとします。

イ 敷地全体の緑化に努めるものとし、建物のデザイン、周辺の状況を踏まえて、植栽、緑地を整備するものとします。

第5 設計業務に関する要求水準

1 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案書、事業契約書等に基づき、音楽高校の新校舎等の設計(音楽高校の新校舎等及び運動場等の一切の設計をいいます。以下同じ。)を行い、設計図書を作成するものとします。

2 設計業務の基本事項

(1) 設計業務の適用基準

設計業務を行うに当たっては、遵守すべき法令等に基づき、次の適用基準を標準仕様として適用するものとします。ただし、いずれも設計時点における最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改定内容への対応等について協議を行うものとします。

ア 建築設計適用基準

(ア) 設計指針に関する図書

- a 耐震計画指針(京都市都市計画局)
- b 建築設計基準及び同解説((社)公共建築協会)
- c 官庁施設の総合耐震計画基準((社)公共建築協会)
- d 建築設計・施工行政マニュアル(京都市都市計画局)
- e 京都市公共建築デザイン指針(京都市都市計画局)

(イ) 設計図書作成に関する図書

建築工事設計図書作成基準((社)公共建築協会)

(ウ) 各部設計の指針に関する図書

- a 建築構造設計基準((社)公共建築協会)
- b 建築物の構造規定(日本建築センター)
- c 表示及び標識標準((社)公共建築協会)
- d 身体障害者の利用を考慮した設計資料集成
- e 構内舗装及び排水設計基準((社)公共建築協会)
- f 学校建築構造設計指針及び同解説((株)文教ニュース社)

(エ) 設計図書の一部として作成されている図書

- a 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)((社)公共建築協会)
- b 擁壁設計標準図((社)公共建築協会)
- c 敷地調査共通仕様書((社)公共建築協会)
- d 建築工事標準詳細図((社)公共建築協会)

(オ) その他

建築法令実務ハンドブック(京都府土木建築部)

イ 設備設計適用基準

(ア) 設計指針に関する図書

- a 建築設備計画基準((社)公共建築協会)
- b 建築設備設計基準((社)公共建築協会)
- c 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説((社)公共建築協会)

- d 官庁施設の総合耐震計画基準((社)公共建築協会)
- e 建築設備耐震設計及び施工指針((財)日本建築センター)
- f 建築設備設計及び施工上の指導指針((財)日本建築設備センター)
- g 建築物の省エネルギー基準と計算の手引((財)住宅・建築省エネルギー機構)
- h 防災設備に関する指針((社)日本電設工業協会)
- i 建築物等の避雷設備ガイドブック((社)電気設備学会)
- j 避雷設備関係法令集-JIS規格とその解説(避雷設備工業協同組合)
- k 昇降機技術基準の解説((財)日本建築センター)
- l 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針((財)日本昇降機安全センター)
- m 給排水設備技術基準及び同解説((財)日本建築センター)
- n 換気設備技術基準及び同解説((財)日本建築センター)
- o 換気用耐火二層管工法の設計施工指針((財)日本建築センター)
- p ガス機器の設置基準及び実務指針((財)日本ガス機器検査協会)
- q 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針((財)日本ガス機器検査協会)
- r 新・排煙設備技術指針((財)日本建築センター)
- s 消防用設備等の運用基準((社)京都消防設備協会)
- t 京都市火災予防条例運用基準(京都市消防局)
- (イ) 設計図書作成に関する図書
建築設備設計計算書作成の手引((社)公共建築協会)
- (ウ) 設計図書の一部として作成されている図書
 - a 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)((社)公共建築協会)
 - b 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)((社)公共建築協会)
 - c 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)((社)公共建築協会)
 - d 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)((社)公共建築協会)

(2) 構造計画

ア 耐震性能

構造体の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震計画基準(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」及び京都市耐震基本計画指針に基づき、次のとおりとします。

(ア) 構造体の安全性は、Ⅱ類

(イ) 建築非構造部材の安全性は、A類

(ウ) 建築設備の安全性は、乙類

イ 地震による被災後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できるものを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとします。

(ア) 地域係数 1.00

(イ) 重要度係数 1.25

ウ 非構造部材の耐震性についても、「非構造部材の耐震設計施工指針及び同解説」(日本建築学会 2003年)に準拠し、安全性に配慮するものとします。

エ 耐風性能

- (ア) 基準風速 32m / sec
- (イ) 地表面粗度区分 III

(3) く体の耐久性能

構造体については「日本建築学会：鉄筋コンクリート造建築物の耐久設計施工指針（案）」に基づき，設計耐用年数（大規模補修不要予定期間）を 65 年以上として耐久設計を行うものとします。

(4) 建物基礎

建物の基礎については，敷地の地耐力や土質状況を十分に把握して，安全で経済性に配慮した計画とします。

(5) 書類の提出

事業者は，設計業務等に伴い，次の書類を提出するものとします。

ア 手続書類の提出

- (ア) 設計計画書（設計業務の詳細工程表等を含む。）
- (イ) 設計着手届
- (ウ) 設計者等届
- (エ) 設計担当者経歴書
- (オ) 設計完了届
- (カ) 設計図書引渡し届

イ 設計図書の提出

- (ア) 打合せ議事録（A4 サイズ 左折 2 部）
- (イ) 協議結果記録（A4 サイズ 左折 2 部）
- (ウ) 設計趣意書（A3 サイズ 左折 2 部）
- (エ) 設計図（原図 A1 サイズ 1 部，陽画複写紙 A1 2 部）
- (オ) 構造計算書（A4 サイズ 左折 2 部）
- (カ) 工事費内訳書（A4 サイズ 左折 2 部）
- (キ) 什器及び備品一覧表（A4 サイズ 左折 2 部）
- (ク) 性能検証計画書（A4 サイズ 左折 2 部）
- (ケ) 電子納品（CD-ROM 2 部）

電子納品については，国土交通省の「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」に準拠したものとし，本事業建築物の取得する完成原図の CAD データの著作権に係る本事業建築物に限る使用権は，市に委譲するものとします。

ウ その他書類

事業者は，市の指示する各施設の工事費明細書，諸室の面積表，設備及び備品等の明細書等の書類を市に提出するものとします。

(6) 設計の変更

市は必要と認めた場合，設計の変更を要求することができるものとし，これらの手続及び費用負担等については，事業契約書で定めるものとします。

第6 建設及び工事監理業務に関する要求水準

1 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案書、設計図書、事業契約書等に基づき、音楽高校の新校舎等の建設（音楽高校の新校舎等及び運動場等の一切の工事をいいます。以下同じ。）及び工事監理業務を行うものとします。

2 工事監理業務

(1) 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に各種検査日程、性能検証計画等を明記した工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得るものとします。

ア 工事監理体制表

イ 工事監理者選任届（経歴書を添付）

ウ 工事監理業務着手届

(2) 工事監理

ア 事業者は、工事監理状況を市に対して定期的に報告する他、市から要請があった場合には随時報告を行うものとします。

イ 工事監理技術者は、基本的に建築士法に定める立場で業務を実施するものとします。

3 建設工事業務

(1) 基本的な考え方

事業契約に定める期間内に新校舎等の建設工事を実施するものとし、実施に当たっては、次の事項について留意し、施工計画を立て、市の承認を得るものとします。

ア 必要な関連法令を遵守するものとします。

イ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮するものとします。

ウ 工事に伴い騒音、振動及び塵埃等による近隣地域への影響を最小限にとどめるよう努めるものとします。

エ 無理のない工事工程を立てるとともに、工事状況の掲示をするなど適宜近隣に周知し、作業時間に関する了解を得るものとします。

(2) 着工前業務

ア 各種申請業務

事業者は、建築確認申請等学校施設の建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続を、事業スケジュールに支障がないように実施するものとします。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出するものとします。

イ 近隣調査及び準備調査等

- (ア) 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解を得て、安全を確保すること。また、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努めるものとする。
- (イ) 本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を行うものとする。
- (ウ) 近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (エ) 工事に関する近隣からの苦情などについては、事業者の責任において適切に対応し、処理を行うものとする。

(3) 施工計画書等の提出

ア 事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、工事監理者に提出し確認を受けた後に、次の書類を本市に提出するものとします。イ承諾願については、建設会社が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを工事監理者が本市に提出及び報告するものとします。

ウ 着工時の提出書類

- (ア) 工事実施体制
- (イ) 工事着工届
- (ウ) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
- (エ) 施工監理要領書
- (オ) 仮設計画書
- (カ) 工事記録写真撮影計画書
- (キ) 施工計画書
- (ク) 主要資機材一覧表
- (ケ) 下請業者一覧表（施工状況に応じて事前に提出するものとします。）
- (コ) その他市が必要とする書類

(4) 建設期間中の業務

事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施するものとします。

なお、施工監理においては、次の点に留意するものとします。

- ア 市が要請したときは、事業者は、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、市は工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者は、これに協力するものとします。
- イ 事業者は、定期的に市の施工監理状況の確認を受けるものとします。
- ウ 工事中の安全対策及び近隣住民との調整等（工事中に新たに生じたテレビ電波障害対策を含む）は事業者において行うものとします。
- エ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響につ

いて、十分な対策を施すものとし、万一発生した場合は、苦情処理等について事業者の責任において適切に対応し、処理するものとします。

オ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分(マニフェストの遵守)するものとします。

カ 工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図るものとします。

キ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うものとします。

ク 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように万全の対策を施すものとします。

ケ 事業者は、工事期間中、施工記録を整備及び常備するものとします。

コ 建設期間中に、市が備品等の搬入作業を行う場合には、調整を行い、搬入に協力するものとします。

なお、市の行う備品等の搬入については、原則として、施設の引渡し後を予定しています。

サ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等に十分な配慮をするものとします。

(5) 電気、ガス及び水道等の基本料金

施設設備の調達及び導入に伴う電気、水道等の引込み後から市への施設引渡し日までの、基本料金等の取扱いについては、次のとおりとします。

期間	施設の引渡し日前日まで	
区分	基本料金	使用料金
電気	事業者	事業者
水道(上下水道を含みます。)	市(工費後納手続)	事業者

(6) しゅん工時の業務

ア 事業者によるしゅん工検査

(ア) 事業者は、自らの責任及び費用において、しゅん工検査及び設備等の試運転を実施するものとする。

(イ) しゅん工検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面で通知するものとする。

(ウ) 市は、事業者が実施するしゅん工検査及び設備等の試運転に立ち会うことができるものとする。

(エ) 事業者は、市に対してしゅん工検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとします。

イ 市の完工確認

市は、事業者によるしゅん工検査及び設備等の試運転の終了後、施設等について、次の方法により完工確認を実施します。

(ア) 市は、事業者の立会いの下で、完工確認を実施する。

(イ) 完工確認は、市が承認した設計図書、性能検証結果等との照合及び設備等の試運転の確認により実施する。

(ウ) 事業者は、設備等の取扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

ウ しゅん工図書の提出

事業者は、市による完工確認の通知に必要な図書を市に提出するものとし、必要な図書は事業契約書において定めるものとします。

エ 完工確認後手続

(ア) 事業者は、市による完工確認後、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引渡し書を遅滞なく市に提出すること。

(イ) 事業者は、新校舎等の引渡しの後に、施設の関係者に対して設備等の操作説明等を行うこと。

4 保険の加入

事業者は、自らの負担により、建設工事期間中、次の保険に加入するものとします。

(1) 建設工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償

ア 対象

本件工事に関するすべての建設資産を対象

イ その他

被保険者を、事業者、建設企業(下請業者を含みます。)及び市とします。

(2) 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償

ア 対象

本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任

イ 補償額

第三者の損害賠償に支障がなく、事業者が必要と判断する額とします。

ウ その他

被保険者を、事業者、建設企業(下請業者を含む。)及び市とし、交差責任担保特約を付保するものとします。

(3) その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとします。

5 適用基準

整備対象施設の建設及び工事監理業務の実施に当たっては、次の適用基準等に準拠するものとします。

(1) 適用基準

- ア 建設工事安全施工技術指針
- イ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ウ 建設副産物適正処理推進要綱
- エ 公共建築工事標準仕様書及び同標準図（公共電気設備工事編，機械設備工事編）
- オ 土木工事共通仕様書
- カ その他の関連要綱及び各種基準等

なお、基準等の改訂等がなされた場合は最新版によるものとします。

第7 施設の維持管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務の目的

ア 維持管理業務は，施設の供用開始から事業期間終了までの間，本要求水準書及び事業契約書等に従い，施設等の初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち，施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質及び水準等を保持することを目的とします。

イ 本要求水準書等に記載のない事項については，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版），建築物における衛生的環境の確保に関する法律，関係法令及び技術基準を準拠して，業務を履行するものとします。

(2) 業務の区分

維持管理業務の区分は，次のとおりとします。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構施設保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 保安警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 植栽管理業務
- ク 舞台機構，舞台設備保守管理業務
- ケ 一時保管庫等の温度及び湿度管理
- コ 光熱水費の計量，使用料の徴収業務
- サ その他の業務（備品台帳の作成他，必要とされる業務）

(3) 業務の対象範囲

維持管理業務の対象範囲は，各業務の対象範囲に特に記載のないかぎり，建物及び外構等を含む本施設全体とします。

(4) 業務実施の基本

事業者は，継続的，効率的かつ経済的な施設の運用が実施できるよう次の事項を基本方針として，維持管理業務の計画及び実施に当たるものとします。

ア 基本方針

- (ア) 業務実施に当たっては，関係法令等を遵守すること。
- (イ) 業務実施については，物理的劣化等による危険及び障害等の発生を未然に防止するなど，予防保全を基本とすること。
- (ウ) 施設の情報，履歴等のデータ等を適切に管理し，施設が有する機能及び性能等を保つものとする。
- (エ) 事業者の創意工夫やノウハウを活用し，施設の設計及び建設等との整合

性を保ち、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。

(オ) 施設を安全、快適かつ衛生的に保ち、施設利用者の健康被害及び危険を未然に防止すること。

(カ) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源化、省エネルギー化に努めること。

(キ) 施設全体のライフサイクルコストの削減に努めること。

イ 業務の体系

維持管理業務の計画及び実施に当たっては、PLAN-Do-Check-Action(PDCA)のマネジメントサイクルを基礎とした業務体系を構築し、品質保持、予防保全及び継続的改善の確保に努めるものとします。

(5) 用語の定義

ア 運転及び監視

施設運営条件に基づき、設備機器を稼働させ、その状態を監視し、正常に機能させること及び必要に応じて制御することをいいます。

イ 点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断するものを含みます。

ウ 定期点検

点検を実施するために必要な資格又は専門的知識を有する者が、計画書及び法令等に基づき定期的に行う点検をいいます。

エ 随時点検

点検を実施するために必要な資格又は専門的知識を有する者が、災害発生直後及び不具合発生時に臨時に行う点検をいいます。

オ 日常点検

目視、聴音、接触等の簡易な方法により、巡回等により日常的に行う点検をいいます。

カ 保守

施設及び設備機器等の必要とされる性能又は機能を維持する目的で行う消耗品、材料の取替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の作業を行うことをいいます。

キ 清掃

施設及び設備の清潔さを保つこと、材料の劣化原因を取り除き、腐食等の進行を遅らせ、また、機器の性能を維持することをいいます。

ク 安全

地震、台風、あるいは火災や盗難等、様々な災害や危害から、施設とその利用者の人々や財産を保護することをいいます。

ケ 修繕

施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいいます。

コ 大規模修繕

大規模修繕業務は、次によるものとし、本事業には含まないものとします。

(ア) 建築関係

建物の一側面，連続する一面全体又は全面に対して行う修繕

(イ) 電気設備

機器及び配線等の全面的な更新を行う修繕

(ウ) 機械設備

機器及び配線等の全面的な更新を行う修繕

サ 予防保全

故障等やそれらに起因した危険が発生する前に定期点検等を実施することにより，的確な保全措置を行い，発生を未然に防止する保全方法をいいます。

2 業務実施の留意点

(1) 業務計画書の作成等

事業者は，維持管理業務の実施に当たって，業務の基本方針及び目的を踏まえて，次により構成される維持管理業務計画書等を作成し，市の確認を受けるものとします。

なお，取扱いについては，事業契約書に定めるものとし，具体的な内容について協議し，業務開始前までに，その内容を決定するものとします。

ア 業務の全体概要を記載した維持管理業務計画書

イ 各業務仕様書等

(ア) 業務点検基準表及び作業基準表

(イ) 防災対策マニュアル

(ウ) 業務実施手順書

(エ) 年度事業計画書

ウ 毎年度の維持管理業務の実施に先立ち，実施体制，実施工程等の必要な事項を記載した業務計画書を提出し，市の確認を受けるものとします。

エ 記録及び報告書

維持管理業務に関する日報，月報及び半期報告書を作成し，月報及び半期報告書を市に提出するものとします。

オ その他業務の実施に係る書類

事業者は，市のモニタリング等で，別に必要とする報告書類等について作成するものとします。

(2) 業務実施体制の報告

事業者は，業務の実施に当たり，法令等により資格を必要とする業務を実施する場合の各有資格者を選任し，また総括責任者及び業務責任者等を明確に定め，業務に当たる適切な人員を配置し，業務開始前までに市に報告するものとします。

(3) 非常時及び緊急時の体制

維持管理業務計画書において防災対策マニュアルを作成するとともに、施設の防火体制等に必要な計画書等の作成を行うものとします。

(4) 業務に係る光熱水費

事業契約期間中の維持管理業務に係る経費は、光熱水費(市の負担)を除き、事業者の負担とします。

なお、維持管理業務の実施に伴う光熱水の使用については、できるかぎり節約に努めるものとします。

(5) 第三者への業務委託

業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、事前に市の承諾を得ることを条件とし、市の承諾後に委託することができるものとします。

3 建築物保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、本施設の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、補修、更新及び修繕を実施するものとします。

(2) 業務の対象施設

本事業において整備される施設の建築物の構造体や外壁、屋根、屋上及び内装等の建物を構成する各部位(本事業により整備される什器及び備品等を含みます。)を対象とします。

(3) 業務の内容

ア 定期及び日常点検並びに保守業務

建築物等が正常な状態にあるかどうか視覚、聴覚、臭覚及び触覚による他、測定等により確認し、その良否を判断して記録し、建築物の各部位を最良な状態に保つものとします。

なお、台風の前夜及び地震等の発生直後等は、特に留意して点検(随時点検)するものとします。

イ クレーム対応

(ア) 運営者又は利用者からの申告等により、発見された不具合の修正、修繕を行うこと。

(イ) クレーム、要望及び情報提供等に対して、迅速にかつ適切に措置を行うこと。

ウ 一般管理業務

(ア) 市に対して、計画書及び報告書(建築基準法に基づく公共建築物の定期点検制度による報告を含みます。)の作成及び提出すること。

(イ) 各種の記録及び図面を管理すること。

エ 修繕業務

事業者の提案による修繕計画に応じて、必要な修繕及び更新を行うものとします。

(4) 要求水準

ア 屋根及び屋上

外部の自然環境条件(風雨、寒暑及び日射等)から施設の利用者の環境を保護し、騒音及び火災の延焼等を防ぐ機能を保ち、建物外観の意匠を保つものとします。

(ア) 防水層のはがれや破断及び継ぎ目等の接合不良が発生しないこと。

(イ) 手摺や柵等の鉄部材に錆の進行がないこと。

(ウ) ルーフドレインの錆や破損及び樋等がゴミや落ち葉で詰まっていないこと。

(エ) パラペットのタイル、モルタル等のひび割れや浮き、剥離等がないこと。

(オ) 屋上面の仕上げ材に浮きや破損、剥離等がないこと。また伸縮目地材の劣化や破断がないこと。

(カ) 屋根材のずれ、破損や発錆が、進行しないこと。

イ 外壁

外部の自然環境条件(風雨、寒暑及び日射等)から施設の利用者の環境を保護し、騒音及び火災の延焼等を防ぐ機能を保ち、美しい建物外観を保つものとします。

(ア) コンクリートや仕上げ材等の汚れ(エフロレッセンスの流出を含む。)、磨耗、ひび割れ、シーリング材の劣化、鉄部の発錆や変色及び褪色がないこと。

(イ) タイル張りの場合には、浮き、はがれや塵埃の付着による汚れ(エフロレッセンスの流出を含む。)等がないこと。

(ウ) 金属系のパネルの場合には、表面塗装の変色及び褪色、腐食などがないこと。

(エ) 外部に使用する金属部材(鉄、アルミニウム及びステンレス)の塗装の劣化や腐食(点食)、錆や金属部材の取り付け部にゆるみがないこと。

(オ) バルコニー及び屋外廊下等に不要な物品等や足掛かりとなるようなものがないこと。また床面仕上げ材の浮きや破断がないこと。

ウ 建具

窓や出入口の開口部の窓障子及び出入口扉等の建具は、風雨、熱及び音等を遮断し、また利用者や物品等の出入り、また光線、視線や空気を必要に応じて透過させる機能を保つものとします。

(ア) ガラスについては、傷や汚れがなく、窓まわりのシーリング材の硬化や劣化がないこと。

(イ) 窓枠の金具やガラリに変色及び褪色や腐食がなく、窓廻りの気密ゴムの

劣化がないこと。

- (ウ) 出入口扉の開閉がスムーズで、変色及び褪色やチョーキング、腐食などがないこと。
- (エ) 自動扉を設置する場合は、開閉がスムーズであり、扉引込み部分に立ち入れないように安全が確保され、ガラスの傷や鉄部の劣化及び腐食がないこと。
- (オ) 電動式シャッター(防火戸を含みます。)の電気回路に故障が発生しないものとする事や部材の汚れ及び破損などがなく円滑な動作が確保できること。

エ 内装

室内の床、壁及び天井等の内装については、部分的な汚れや劣化なく、施設利用者に影響を与えないものとします。

(ア) 床仕上げ材

- a ふくれ、はがれ及びひび割れがないこと。
- b 磨耗、劣化及び変色がないこと。
- c 漏水や浸水による汚れが生じないこと。

(イ) 内壁

- a 塗装及び吹付材の変色及び褪色、ひび割れや塗膜の剥離等が生じないこと。
- b 塗り壁(左官)、石、タイル及びレンガ等の壁の汚れ、ひび割れ、浮き及び剥離等が生じないこと。また目地材に汚れやカビが発生しないこと。
- c 可動間仕切の汚れやそりが生じないこと。また建付け金具のゆるみやガタつき及び可動部の作動不良が生じないこと。
- d クロス類(ビニル、布及び紙等)の壁の汚れ、カビ、変色及び褪色が生じないこと。また接着力の低下によるはがれ、ひび割れ等が発生しないこと。

(ウ) 天井

- a 化粧合板及びボードの接続部に空きやひび割れが生じないこと。また天井材に汚れや反り、はがれ、たわみや割れ等が発生しないこと。
- b 金属パネルやルーバーについては、汚れ、そり、変形や腐食(点食)が生じないこと。

オ その他

建物内での冬季及び夏季の結露及び結露によるカビの発生がなく、施設利用者や内装材等に影響を与えないものとします。

4 建築設備保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、本施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、また不要な維持経費の発生を抑制するとともに、省エネルギー化を図るため、本施設の設

備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転及び監視，点検，対応（保守，補修及び修繕，交換，分解整備，調整等）するものとします。

(2) 業務の対象施設

本事業において整備される本施設の照明，給水，空気調和等の機能を担う，電気設備（自家用電気工作物保安管理を含みます。），給排水衛生設備，空気調和設備，防災設備（消防設備等），昇降機設備及びその他設備等で構成するものを対象とします。

(3) 業務の内容

ア 運転及び監視

- (ア) 各施設や部屋の用途，気候の変化，利用者の快適性等を考慮にいて，各設備を適正な操作によって効率よく運転及び監視すること。
- (イ) 空気調和設備等の運転時期の調整が必要な設備に関しては，市と協議して運転期間，時間及び設定等を決定する。
- (ウ) 各設備の運転中，点検及び操作及び使用上の障害となるものの有無を点検し，発見した場合は除去又は適切な対応をとること。

イ 法定点検

- (ア) 各設備の関連法令の定めにより，点検を実施すること。
- (イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合，適切な方法（保守，修理，交換，分解整備，調整等）により正常な状態に復するように対応すること。
- (ウ) 法定により，日常及びの定期点検，整備等の業務の実施に当たっては，法令に基づき，有資格者を選任し，また，専門の技術者に実施させること。

ウ 定期点検

- (ア) 各設備について，常に正常な機能を維持できるよう，設備系統ごとに定期的に点検及び対応を行うこと。
- (イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合，又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には，適切な方法（保守，修理，交換，分解整備，調整等）により対応すること。
- (ウ) 劣化等について調査，診断及び判定を行い，適切な方法（保守，修理，交換，分解整備，調整等）により迅速に対応すること。

(4) 要求水準

ア 電気設備

外部からの電力の供給を受けて，建物の各所の電源を提供するとともに，建物内外の通信や防災の機能を保つものとします。

- (ア) 受変電設備の引込みケーブル類に損傷がなく，制御盤が正常に作動し，受変電室に浸水，小動物の進入等がなく，また適温に保たれていること。
- (イ) 自家発電設備が非常時に機関の起動，停止等が生じないようにすること。

- (ウ) 動力電源制御盤が正常に作動し、また異常警報等の情報伝達が確実に実施できること。
- (エ) 感電及び漏電事故等が発生しないこと。
- (オ) コンセントからのタコ足配線がなく、また、特定のコンセントに負荷が集中していないことやスイッチ、コンセント周辺が被水、湿気及び粉塵環境でないこと。
- (カ) 照明設備は、必要な照度が確保され、照明器具が被水、湿気、高温、高い風圧を受ける環境にないこと。
- (キ) 管球類は、ちらつき、黒ずみがなく、また目的に応じて、色調の固定や可変に対応できること。

イ 給排水衛生設備

建物の必要な箇所に給水給湯を行い、また発生する排水を建物外に適切に排出でき、建物の水環境が衛生的に維持できるものとします。

- (ア) 施設内において、断水が生じないこと。
- (イ) 基準に基づく安全な水質及び水量が確保されていること。
- (ウ) 湯の使用量及び用途に応じて、水質、給湯量、給湯温度が管理されていること。
- (エ) ガス給湯器の場合には、十分な換気が行えること。
- (オ) 排水に当たっては、排水管の詰まり、臭気、泡による排水不良が生じないこと。
- (カ) 便器、洗面器及び水洗等の止水機能が確保され、漏水が発生しないこと。
- (キ) ガス設備の管理は、安全を第一とすること。

ウ 空気調和設備

種々の用途に応じた室内の温湿度を維持し、空気中の塵埃、臭気を除去、暗騒音を抑制するなど、室内空間の快適な環境が維持でき、省エネルギー化が図れるものとします。

- (ア) 中央熱源又は個別分散方式のどちらの場合にも、省エネルギー運転が可能であること。
- (イ) 温湿度の不良がなく、ドレンパンから水が溢れないこと。
- (ウ) 適切に温度管理等の自動制御が行えること。
- (エ) 機械換気の場合には、十分な風量が確保されるとともに風切音が発生しないこと。
- (オ) 空気調和設備の中央監視設備を設ける場合は、遠隔操作や運転状況の監視を行い、効率的な運転及び制御を行うこと。

エ 防災設備

建築基準法や消防法に基づき、人命の安全、財産の保全、福祉を図るため、火災、雷、地震等の災害時に早期にまた、安全に対応できる設備の法定の点検及び報告等の確実な実施を行うものとします。

- (ア) 自動火災報知器、非常放送設備やガス漏れ火災警報設備が、正常に作動することを確認すること。

- (イ) 消火設備は、必要な箇所に配置されていることや屋内消火栓の前面に物品が放置されていないことなどを確認すること。
- (ウ) 非常用照明灯及び誘導灯の避難設備等が常時点灯していることを確認すること。
- (エ) 排煙口が開放不能な状態になっていないことや排煙窓のスムーズな開閉が確保されていることを確認すること。
- (オ) 避難通路、避難階段及び避難口の屋外等に避難の障害となる物品及び可燃物が置かれていないことを確認すること。
- (カ) 常時閉鎖式の防火戸、シャッター等の閉鎖確認、また常時開放式は手動若しくは自動で閉鎖できることを確認すること。
- (キ) 消防隊の消火活動を容易にするために、消防用設備については、破損していないこと、消防車の接近が可能であることや必要な標識等が設置されていることを確認すること。

オ 昇降機設備

施設の利用に当たり、建物内の垂直方向の移動に際して、支障が生じないようにするものとします。

- (ア) エレベータのかごの敷居は常に清掃しゴミや小石等を除去しておくこと。
- (イ) 利用者からの通報を受けた場合には、速やかに状況を確認し的確に対応するとともに、必要な場合は、速やかに専門会社に連絡すること。

5 外構施設保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の外構施設（工作物を含む）各部の点検、保守、補修、更新、修繕等を実施するものとします。

(2) 要求水準

- ア 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つものとします。
- イ 門及び塀等の金属の発錆やコンクリート塀のひび割れが発生しないものとする事及び開閉及び施錠装置等が正常に作動する状態を保つものとします。
- ウ 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査、診断及び判定を行い、迅速に修理及び修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態を保つものとします。
- エ 敷地内の通行等を妨げず、施設利用者や運営業務に支障をきたさないものとします。
- オ 舗装は常に平滑であり、障害物のない状態を保つものとします、また舗装材の磨耗や沈下、ひびわれ、段差やひび割れが生じないものとします。
- カ 重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えるものとします。

6 清掃業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃業務を実施するものとします。

なお、市と事業者との清掃区分については、「別紙資料 23」のとおりとします。

(2) 業務の内容

清掃業務に含まれる業務は、次のとおりとします。

ア 施設清掃

イ 外構清掃

ウ 一般廃棄物処理(適正な分別、保管、収集等の業務を行うものとし、一般廃棄物の運搬及び処分を除きます。)

エ 害虫駆除

(3) 要求水準

ア 業務の実施方針

(ア) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理すること。

(イ) 作業においては電気、水道及びガスの節約に努めること。

(ウ) 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

(エ) 清掃作業担当者は、勤務時間中において職務にふさわしい制服(又は統一感のある服装)、名札を着用することにより、施設運営者に容易に事業者であることが判断できるように務めること。

(オ) 業務に使用する資材及び消耗品は、すべて品質保証のあるもの(JISマーク商品等)を用いること。

イ 個別業務の要求水準

(ア) 施設清掃業務

建物内外の仕上げ面、家具及び什器等を適切な頻度及び方法で清掃すること。

(イ) 要求水準

仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案し実施し、標準仕様に沿って作業を実施した場合と同等水準又はそれ以上の施設の美観と衛生性を保つこと。特に、不特定多数が利用する音楽ホール等の施設特性に配慮すること。

(ウ) 施設清掃業務の種類

a 日常清掃

毎日、隔日又は週を単位として定期的に行う業務をいい、施設内外の床掃除(掃き、拭き)、ちり払い、手すり清掃、ゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所の清掃等の業務をいう。

b 定期清掃

月又は一定期間を単位として定期的に行う業務をいい、施設内外の床洗淨、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラスの清掃、マットの清掃、事業者の調達及び導入した什器及び備品等の清掃等の業務をいう。

c 特別清掃

6ヶ月又は年を単位として行う定期的な業務と不定期に行う業務をいい、照明器具及び電気時計の清掃、吹き出口及び吸込み口の洗淨、外壁及び外部建具の清掃、庭園の除草、排水溝及びマンホール等の清掃等の業務をいう。

(エ) 貯水槽清掃業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道法等の関係法令に基づき、貯水槽及びその付属部の清掃及び点検及び検査を行うこと。

ウ 外構清掃業務

(ア) 外構清掃業務の範囲

業務の範囲は、建物周囲(玄関周り、犬走り、事業者の提案による中庭等)、敷地内舗装面、側溝、排水管、污水管、雨水桝、門扉、敷地案内板等(計画がある場合)、敷地境界周辺の土地(構内道路わきなど)、ごみ置場などとする(水洗い、除塵等)。

(イ) 日常清掃は、ごみ置場、玄関周りについて行うこと。

(ウ) 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止すること。

(エ) 屋外排水設備(敷地内の側溝、排水桝等)の水流が、ごみ、落ち葉等で阻害されないこと。

(オ) 門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つこと。

エ 一般廃棄物処理業務

清掃業務等により敷地内外から発生する廃棄物の適正な分別、保管、収集等の業務を行うものとします。ただし、一般廃棄物の運搬及び処分業務を含みません。

(ア) 業務に当たっては、敷地及び建物内の経路等の環境を、常に清潔に保つように努力すること。

(イ) 廃棄物の再生利用等、廃棄物の減量に積極的に取り組むこと。

(ウ) 廃棄物の運搬及び処分については、市と廃棄物処理業者との直接契約によるものとする。

なお、事業者は、施設のセキュリティ保持の一環として、市が委託する廃棄物処理業者の運搬業務等の実施への誘導等に協力するとともに、具体的なその業務日等について把握しておくこと。

オ 害虫駆除業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫を駆除すること。

7 保安警備業務

(1) 業務の目的

保安警備業務は、施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒及び防止するものとし、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ることを目的として実施するものとします。

(2) 業務の対象施設

保安警備業務の対象範囲は、本施設の建物及び外構等を含む敷地全体とします。

(3) 業務の内容

ア 施設の用途、規模、開館時間及び利用状況等を勘案して適切な警備計画を立て、犯罪及び災害等の未然防止に努めるものとします。

イ 必要に応じて警備員への適切な指導及び研修を行う体制を整えるものとします。

ウ 定められた時間、施設の定位置に常駐し次の業務を行うものとします。

なお、定位置業務に当たる者は、少なくとも同業務に当たっている時間中は巡回業務を兼務してはならないものとします。

(ア) 入退館者の監視及び管理

(イ) 不審者の侵入及び不審な車両の進入防止

(ウ) 施錠管理

(エ) 鍵の受渡し、保管、及びその他の記録

(オ) 文書及び物品等の收受及び引継ぎ

(カ) 拾得物及び遺失物の管理及び記録

(キ) 急病、事故、災害等発生時の対応

エ 定期的に施設内を巡回し、次の業務を行うものとします。

(ア) 不審者の侵入及び不審な車両の進入防止

(イ) 火の元及び消火器及び火災報知器等の点検

(ウ) 各階各室の戸締まり及び消灯の確認

(エ) 放置物の除去等、避難動線の常時確保

(オ) 不審物の発見及び処置

(カ) 急病、事故、犯罪、災害等発生時及びその他の異常発見時の初期対応

(4) 要求水準

ア 警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守するものとします。

イ 勤務時間中、服務規律にのっとり、職務にふさわしい統一された制服を着用し、利用者に対して公共施設にふさわしい言葉遣いと態度を守り、丁寧に対応するものとします。

ウ 警備方法

(ア) 開館時間内については、有人警備を基本とし、有人警備と機械警備の組合せも可とする。

(イ) 開館時間外は、機械警備のみでも可としますが、施設閉館直後においても、施設利用者の退館時の安全を確保し、また退館者が近隣に迷惑とならないよう適切な警備に配慮すること。

8 環境衛生管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（平成 15 年 4 月 1 日改正）及び学校環境衛生の基準等に基づいて、施設の環境衛生管理を行うものとしします。

なお、基準等に相違がある場合は、利用者の健康や安全により配慮したものとします。

(2) 業務の対象施設

法令等に従い本施設の建物全体を対象とします。

(3) 業務の内容

ア 年間管理計画及び月間管理計画を作成するものとしします。

イ 前記計画に従い、環境衛生管理業務の監督を行うものとしします。

ウ 計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価するものとしします。

オ 監督、測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善及び変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、総括責任者及び市の担当者に意見を具申するものとしします。

カ 実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成するものとしします。

(4) 要求水準

ア 環境衛生管理技術者の設置

関係法令に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、業務を実施するものとしします。

イ 関係官庁等の立入検査が行われるときには、その検査に立会い、協力するものとしします。

ウ 関係官庁等から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び市の担当者に具申するものとしします。

9 植栽管理業務

(1) 業務の目的

植栽維持管理業務は、敷地内の植栽及び緑地を適切に保護、育成及び処理することにより、病虫害の発生がなく、枯れることなく、植栽及び緑地が美しく保たれるものとします。

(2) 業務の対象施設

本事業において整備される建物の周囲、建物内部、屋上及び壁面等における植栽、緑地及び緑化施設等とします。

(3) 業務の内容

ア 施肥、灌水、病虫害の防除等

イ 剪定、刈り込み、除草等

ウ 強風で折れないような補強や冬の寒さからの保護のための養生

エ 剪定した樹木、植栽の落ち葉及び除草等の処分

なお、樹木の剪定等を専門業者が行った場合には、その処分を含むものとします。

(4) 要求水準

ア 植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮するものとします。

イ 植栽を常に良好な状態に保つものとします

ウ 植物の種類、形状、生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うものとします。

エ 使用薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定するものとします。

10 舞台機構、舞台設備等保守管理業務

(1) 業務の目的

事業者は、施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台機構及び舞台設備等の保守管理等を実施するものとします。

(2) 業務の対象施設

舞台機構、舞台設備保守管理業務の対象範囲は、音楽ホール、ホワイエ、ロビー、調整室等の舞台設備、舞台機器装置、照明装置及び音響装置等とします。

(3) 業務の内容

音楽高校の定期演奏会等及び一般利用の場合を音楽ホール使用时、それ以外を通常時とする業務を行うものとします。

ア 音楽ホール使用时における業務

(ア) 外部から持ち込む機材の搬入及び搬出に立ち会うこと。

(イ) 舞台設備の設置等に協力し、使用者が行う場合には指導、助言、監督を

行うこと。

(ウ) 舞台設備及び機器の貸出し及び収納に協力し、舞台設備の使用明細及び数量、破損などについて点検確認すること。

(エ) 舞台設備の撤去、復元作業に協力するものとし、使用者が行う場合には指導、助言、監督をすること。

(オ) 使用終了後、舞台設備の備品及び消耗品の整備状況の確認を行い、楽屋等の点検と火元確認並びに消灯、施錠を行うこと。

イ 通常時における業務

(ア) 舞台設備などを、常時良好かつ安全な状態で使用できるよう、保守及び点検及び整備及び清掃と修理を行うこと。

(イ) 舞台設備や技術管理に関する業務の改善に努めること。

(4) 要求水準

ア 建築物及び建築設備保守管理の要求水準に準拠するものとします。

イ ピアノ庫等の楽器収蔵庫の温度及び湿度を適正に管理し、楽器等に悪影響を与えないものとします。

11 一時保管庫等の温度及び湿度管理

(1) 業務の目的

芸術大学サテライト施設の展示室及び一時保管庫及び開放型ギャラリー等の温度及び湿度の管理を適正に行い、美術品を適正に保管し、また展示による劣化等が生じないようにするものとします。

(2) 業務の対象範囲

本事業において整備されるギャラリー等の展示室（開放型ギャラリーを含みます。）及び一時保管庫（開放型ギャラリーの倉庫を含みます。）を対象とします。

(3) 業務の内容

展示室において美術品の展示使用があるとき及び一時保管庫に美術品が収蔵されているときは、室内温度及び湿度を適正に維持するものとし、空気調和設備等の運転及び監視、温度計及び湿度計の確認及び記録の保存を行うものとします。

(4) 要求水準

ア 建築物及び建築設備保守管理の要求水準に準拠するものとします。

イ 温度及び湿度の変化による美術品への影響を最小限度とするものとします。

ウ 美術品の収蔵状況や展示状況を確認することにより、清掃、温度及び湿度管理等の水準を適切に判断するものとします。

12 光熱水費の計量，使用料の徴収業務

(1) 光熱水費の計量

ア 敷地に引き込む電気，ガス，上下水道の使用量については，事業者が一元的に管理（個別施設に引込み可能の場合は，含みません。）し，毎月の光熱水量を確認し，音楽高校，芸術大学サテライト施設，開放型ギャラリー，地元施設，施設全体共用部の使用量の内訳を市に報告するものとします。

イ 施設全体共用部における電気，ガス，上下水道の使用量は，各施設の面積比で按分して負担することを想定しています。

(2) 使用料の徴収

ア 事業者は，各運営主体から電気，ガス，上下水道の使用量に応じた使用料を徴収し，領収書を発行するものとします。

イ 徴収した使用料については指定金融機関等に払い込むものとします。

なお処理等の詳細については，事業者選定後，協議するものとします。

13 その他の業務

(1) 備品等の管理及び台帳の整備

ア 事業者は，本事業において調達及び導入した備品について，適宜，整備し，管理を行うものとします。

イ 事業者の維持管理の不備により生じた支障については，随時対応するものとします。

ウ 施設利用者の使用上の不注意及び事故により生じた不具合については，瑕疵（かし）のある場合を除き，市により更新するものとします。

エ 事業者は，本事業において調達及び導入した備品について，備品台帳を作成するものとします。

オ 備品台帳に記載する事項は，品名，規格，数量等を記載し，台帳として整備するものとし，自ら保管するとともに市へも提出するものとします。

エ その他(1)以外にも，事業者の提案や他の業務に関連して必要な業務を行うものとします。

14 期間による維持管理水準

次の期間により維持管理の水準は異なることとなります。

(1) 期間の別

ア 市への施設の引渡し期日から具体的に運営主体が使用を予定している期日の前日まで，

イ アの当該年度の翌年度以降（平成 22 年 4 月 1 日以降を想定）から事業終了年度まで

(2) 維持管理業務水準

前項(1)のアの維持管理の水準については，次のとおりとします。

ア 施設の保安警備業務のうち防火及び施錠確認等の防犯業務の実施

- イ 施設使用開始日に備えた施設の清掃業務の実施
- ウ 施設設備の運転状況の監視
- エ 施設使用開始日以降の具体的な業務の打合せ等
- オ 施設の点検業務等，事業者が必要と判断する業務

(3) 施設使用日以降の維持管理業務

前項(1)のイの維持管理の水準については，事業者の維持管理業務として，第7 1 (2)に示す維持管理業務のすべてとします。

15 事業者の管理室について

(1) 管理室の取扱い

事業者の維持管理業務の実施に当たり，事業者の管理室(いわゆるビル管理室)を必要とする場合は，本施設内に，他施設との位置関係に十分配慮して，設置するものとします。

(2) 規模等について

管理室の位置，面積等については，事業者の提案によるものとし，維持管理業務に必要とされる規模とします。

なお，諸室面積としては，共用部面積として取扱うものとします。

(3) 管理室の光熱水費について

施設管理のための制御盤等の稼働等，業務に係る電気，水道(下水道)等の光熱水費については，市の負担(施設の供用に係る経費として取扱)とします。ただし，電話回線の申込み，引込み及び使用料は，事業者の負担とします。

第8 要求水準書別紙資料

1 資料一覧

分類	資料番号	資料名	備考
事業用地	1	位置図	事業用地の所在
	2	現況平面図 (500分の1)	別途電子ファイルを交付 (dwg 及び dxf)
	3	事業用地求積図 (500分の1)	
	4	仮設建物配置図	仮地元自治会館, 消防分団詰所等
	5	地下鉄東西線通過位置	敷地下地下鉄通過位置
	6	地中存置建物基礎等	建物解体工事の際に存置
	7	埋蔵文化財発掘調査実施範囲	調査実施範囲図
	8	地質調査資料	既存地質調査資料
	9	記念碑等一覧	復元, 記念碑等の一覧
音楽高校	10	現音楽高校施設配置平面図	現音楽高校の諸室配置
	11	音楽高校平成20年度学校案内	別途資料を配布
景観施策	12	時を超え光輝く京都の景観づくり (最終答申)	都市計画局ホームページ http://www.city.kyoto.jp/tokei/keikan/shinkeikanseisaku/ を参照
	13	京都市市街地景観整備条例	
	14	京都市眺望景観創生条例	
	15	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の変更	
	16	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区の変更	
備品及び設備	17	新校舎等の諸室の要求水準	諸室別の要件
	18	新校舎等の諸室の備品等一覧	諸室の備品一覧
	19	新校舎等の諸室の設備等一覧	電気, 給排水設備一覧
	20	新校舎等の校内情報通信網設備計画	音楽高校のLAN整備
地元施設	21	地元施設のあり方に関する提案書	
	22	消防資機材物品一覧	消防団器具庫収納物品一覧表
清掃区分	23	市と事業者の清掃区分一覧	清掃の区分表